

議 事 録

平成26年第3回定例会

[一般質問]

平成26年9月10日(水)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。</p> <p>質問の通告がありますので、発言を許します。</p> <p>15番 矢野勉議員</p>
矢野議員	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>私のほうからは、ここに書いておりますように、3件について、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>まず、最初に、空き家対策について、であります。</p> <p>ここに書いておりますように、全国的に空き家が増えて、環境悪化が問題になっている。本町における現状はどうなっているのかということなんですけど。</p> <p>これにつきましては、ちょうど2年前の24年の9月に一般質問をし、その後田中議員、石丸議員、3名議員が質問をしたところであります。</p> <p>なお、また7月24日、今年の7月24日に区長会と議会との意見交換会を行ったんですけど、この中でもこの問題が提起されました。たいへん空き家が増えておると。その空き家を今後どうするかということで、たいへん困っているということでした。</p> <p>14軒か15軒かぐらいある中で、やはりどうかしなければいけない、何かあったら困るということで、見守り隊をつくって巡回をせざるを得ないということ、そういうことをやっているということをお聞かせしております。</p> <p>そういうことで、この件について、再度、2年前ですけど、質問を再度させていただきたいと思っております。</p> <p>2年前の町の回答、都市計画課長のほうが回答されましたんですけど、その中で、環境美化推進条例もあると。そういう中で、これと整合性を図りながら、十分本町の実情に合った施策になるような形で、検討をするという話が、回答がされました。</p> <p>そういうことでありますので、本町において、この現状についてですね、どうなっているのかということについてお願ひしたいんですが。</p> <p>前回の報告では、本町においてはですね、全住宅戸数が9,800戸あると、そのうち650戸の6.6%が空き家であるということ。これは、平成20年度の住宅土地統計調査の中で報告された戸数、率になっております。</p> <p>全国においては、平成20年の空き家率は13.1%、25年度は調査が25年度に行われておりますので、13.5という報告が、もう既になされております。</p> <p>空き家戸数については8.3%と、5年前から20年から25年のこの5年間で空き家戸数が8.3%伸びておるという報告がなされております。</p> <p>しかし、この昨年行われた住宅土地統計調査について、本町の状況について、まだ報告がなされてないのか、あるのか、ちょっと分かりませんので、本町の状況は、どういう状況になっているのか、その調査、統計調査の結果ですね、本町の空き家がどの程度になっているのか、分かれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>おはようございます。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>前回の空き家戸数の報告は、5年に1回行われます総務省統計局の、平成20年住</p>

	<p>宅統計調査から引用した数値でございます。</p> <p>最新の住宅統計調査は、現在データ分析中ということで、まだ公表されておられません。県のほうにもですね、空き家の関係で情報がないかということで問い合わせましたが、情報がないということでございました。</p> <p>また戻りますけれど、2008年、平成20年ですけれど、住宅統計調査では福岡県の空き家率は、議員ご報告のとおり、13.7%であります。</p> <p>その時の調査では、高い市町村で、豊前市が18%、筑前町は低いほうから2番目ということで、6.6%という報告がなされている状況でございます。以上でございます。</p>
議長	矢野議員
矢野議員	<p>20年度の調査においては、福岡県は13.7%の空き家率があるということと、一番高いところ豊前が18%、本町は6.6だから、これは福岡県内で下から2番目ということですね。</p> <p>ということは、まだ今、言われたように、統計が25年行われたけれども、まだ報告はあってないということなんですね。</p> <p>この空き家の戸数について、どういう調査によって、この戸数が決まっているのでしょうか。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>住宅統計調査は統計調査でございますので、全棟調査ではないと思います。</p> <p>統計の関係とかにつきましては、企画のほうで取りまとめをして、その冊子というのは、企画課のほうで保存しておられますので、都市計画課のほうとしては、統計の調査要領ですね、そういうのは把握してない状況でございます。</p>
議長	矢野議員
矢野議員	<p>分かりました。</p> <p>全国的に空き家戸数が8.3%大きく伸びているという報道は、はっきりしているんですよ。これは、本町に当てはまらないと思いますけれども、増えていることは間違いないというふうに思っています。</p> <p>そういうことから、本町においてですね、空き家について、倒壊の危険がある家屋について、把握されているかどうか、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町での倒壊の危険がある家屋の実態調査は行っていませんので、実数は把握しておりません。</p> <p>2008年の、平成20年度ですけれども、住宅統計調査では、空き家の種類として、4つ分類されております。</p> <p>賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅、その他の住宅となっています。</p> <p>このうちその他の住宅は、賃貸または売却の予定がなく、別荘などでもない空き家であり、転勤、入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅が含まれているようです。</p> <p>倒壊の危険がある家屋は、今申しましたその他の住宅に含まれていると思われるので、福岡県の場合、その他の住宅の比率が30.1%ございますので、それを掛けますと、195戸ぐらいが想定されます。</p> <p>そのうち数の中に倒壊危険家屋があるのではないかと想定しています。それから、ちょっといろいろ調べたわけですけど、実態調査をしている市町村がないか調べたんですけど、なかなかなくて、東京都足立区、ちょっと大きいんですけど、世帯</p>

	<p>数が25万5千世帯からあるんですけど。そこが平成23年度に老朽家屋の実態調査を行ってありました。</p> <p>1次調査で2,133軒が確認されておりまして、そのうち老朽危険家屋が421件、さらに、特に危険度の高い家屋が63軒という報告がなされております。</p> <p>1次調査の2,133軒のうち、率に直しますと3%ほどが、特に危険度の高い家屋というふうな報告がなされております。</p> <p>このような大都市とですね、地方の生活環境は違いますので、この率が筑前町に適用できるかどうかはちょっと判断できかねる部分があるんですけど、そういうところまでの情報しかつかんでない状況でございます。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>倒壊の危険がある家屋について、私は、いつも通っているんですけど、三輪中学校の前の北原さんという方がおられたんですけど、あそこはもう倒壊するような格好になっているんですね。荒れて、建物ももう倒壊するような格好、いつ崩れてもおかしい、壁もそうですけど。今度、道路の拡張の関係があるから買収されて、話はついていっているんでしょうけど。そういうところもあります。</p> <p>次に移りたいと思いますけど。</p> <p>町内での苦情はないかということなんですけど。</p> <p>私がこの前、三輪地域の区長さんたち、17名来られたと思いますけど、その方たちとの議員との意見交換会があったんですけど。その中でたいへんそういう危ない家もあると、空き家対策をどうかせないかということ、各区長さん調べられたかどうか聞いたんですけど、調べられてないところもありますけど、ほとんど大体あるというような状況がありました。</p> <p>そういうことで、荒れた空き地ですね、苦情は、私は、区長さんから上がってきているのではないかなと思っていましたね。</p> <p>そういう苦情は、空き家に対する苦情は、現在のところないんでしょうか。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>環境防災課のほうにありました空き家に関する相談件数ですが、平成24年第4回定例会の一般質問の際、過去3年で2、3件ほどあっていましてお答えしておりました。</p> <p>それから現在まで2年間、空き家での苦情相談につきましては、建物そのものの苦情はございませんでした。しかしながら、草木が伸びている。そのため剪定をしてほしいというような内容で、8件の相談はあっております。</p> <p>その対応としまして、筑前町環境美化推進条例が制定しております。私有財産への介入ではございますが、環境美化施策の円滑な実施を図るために、所有者に対して定期的な私有地の管理のお願いを、文書で送付しております。</p> <p>また、直接整備が困難な場合は、筑前町シルバー人材センター等へ委託についても紹介しているところでございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>一番最初に私は言ったんですけど、都市計画課長が2年前言われたような、十分本町の実情に合った施策になるような形で検討するということなんですけど、この検討はなされたんでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど都市計画課長がお答えいたしましたように、住宅土地統計調査における空き家650戸につきましては、週末や休暇時などに使用される二次的住宅や賃貸用の住</p>

	<p>宅、売却用の住宅、その他長期にわたって不在の住宅も含まれております。</p> <p>そのため老朽化による倒壊危険家屋や管理不十分な家屋などで、防犯、防災、環境面または町づくりの面で、影響を及ぼす家屋がどの程度あるかは、現在不明確な状況でございます。</p> <p>本町におきましても空き家は年々増加傾向にあると思われませんが、現在、この空き家対策のための職員を配置し、実態調査を含めた調査研究に動き始めた段階でございます。</p> <p>空き家問題につきましては、各議員さんからもご意見をいただいていますし、現在、区長会の中でも、先ほど議員さん言われたとおり、議論があっております。</p> <p>また、隣接する朝倉市も条例制定をしていることから、今後国の動向を見据え、関係各課で協議し取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>分かりました。</p> <p>次に移りたいと思います。</p> <p>ここに書いてありますように、国も固定資産税の軽減策を検討している状況であり、町でも条例を制定し対応できる措置をすべきではないかということなんですけど。</p> <p>これについては固定資産税が、現在どういう状況になっているのかということで、最初にですね、固定資産税の現在の軽減内容について、税務課長から説明を願いたいと思います。</p>
議 長	税務課長
税務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>空き家の撤去が進まない原因の1つとしまして、家屋を解体すると固定資産税の負担が増えることがあげられます。もっぱら人の居住用に供する家屋、専用住宅が建設されている土地の固定資産税は、家屋1棟当たり200㎡までは本来の6分の1、200㎡を超える部分は本来の3分の1に軽減されます。</p> <p>専用住宅を撤去した場合、この軽減処置が適用外となり、固定資産税の負担が増えることとなります。</p> <p>現在、政府は、全国的に空き家が急増している問題を受け、住宅用地の固定資産税を軽減する特例措置を見直す方向で検討に入っています。</p> <p>空き家対策として、独自に条例を制定し、激変緩和措置を講じている市町村もありますが、近隣市町村との均衡をはかる必要もあるため、国の動向を見ながら、広域的に取り組むべき課題であると認識をしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>この問題については、今、税務課長が言われたように、家を解体したら、今の税金が6倍になる、3倍になるという状況であるということでもあります。</p> <p>そういうことで、なかなか壊す金もかかって、そしてなおかつ税金が上がるということで、この問題があって、なかなか取り壊しが進まないという状況は言われております。</p> <p>そういうことで、言われたように、現在動いているのが、議員立法による空き家対策の推進に関する特別措置法が提出されて、秋の臨時国会で成立されるような流れになっているようです。</p> <p>当初は固定資産税についての軽減策も考えられておったようですが、総務省の反対があって見送ると。今回見送るといような話になっておりますので、この軽減策</p>

	<p>は、たぶん今度はないんじゃないだろうかというふうに思っております。</p> <p>この法制定により、町は空き家等の対策計画の策定、それから、特定空き家に対する措置である指導、助言、勧告、命令、強制執行が可能となり、それに対し財政上の措置があるということもいわれております。</p> <p>以上のことから、町としても早急にですね、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、法的根拠を明確にすべきではないかというふうに思っております。</p> <p>そして当然でありますけれども、特定空き家の調査をすべきではないかというふうに思っていますけど、この回答、町長いいでしょうか。最終的に、この条例の制定を、どうするかというのを回答願いたいと思います。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、議員が質問されましたように、今、法改正がですね、動きがございます。</p> <p>これは、今、今後地域創生担当相もできましてですね、この辺も含めて、公共交通も含めて検討がなされるような情報も入っているところでございます。</p> <p>ぜひとも条例以上に法的な規制のほうが強いわけございまして、特に空き家の場合は、町外に在住しておられる方も多いということからすれば、ぜひとも法律制定のほうが有利であるし効果があると、そのように考えますので、法律改正をにらみながらですね、準備を進めていきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>そうです。当然、法が制定されてですね、その後、その条例を作っていただきたい。</p> <p>そうしないと、要は、その法ができて、その町としての条例を作って、最終的には氏名を公表するとかという方法もありますので、条例は、当然、この法ができたらしなければなりませんので、ぜひ、その法を受けてですね、早急に、できるだけ早く、今調査をされているということですので、空き家をですね、ぜひ、今の現状をどうか調査をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>続きまして、次に移りたいと思っております。</p> <p>タクシー券事業についてということで、まったくこういう書き方をして申し訳なかったんですけど、そったくタクシー券の交付事業ということで、ちょっと付け加えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>交付対象者75歳以上の何割の方に交付しているのか。また、過去2年間の状況の説明をということで。</p> <p>この事業については、ほとんどいろんな方に聞くんですけど、たいへん喜んでおります。本当にありがたいと、感謝してあるというのがほとんどではないかというふうに思っております。</p> <p>しかしながら、そったく基金活用での事業であり、基本的にはですね、そったく基金、今、1億2千ぐらいなっているということなんですけど、基本的にはですね、これは期限付きの事業であるというふうに、このそったくタクシー券という名称から言って、当然であるというふうに思っています。</p> <p>しかし、たいへん喜ばれているということでもありますし、なかなかやめるということは、なかなか難しいんじゃないかというふうには感じております。</p> <p>そこでお尋ねしたいんですが、その中で対象者の何割の方がですね、受けてあるのか、また、受けられない方は、なぜ受けられないのか。年間の総支給額などの状況のご説明をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。

	<p>対象者をですね、独居高齢者との条件をなくしまして、75歳以上としましたのは、平成25年度からでございますので、25年度分については実績、26年度分につきましては8月末の実績値でお答えいたしたいと思えます。</p> <p>なお、対象者総数につきましては、施設入所者や入院の方、あるいは心身障害者等に対する福祉タクシー料金助成を受けられる方は対象外となっておりますので、概数ということでご理解をお願いいたします。</p> <p>25年度につきましては、対象者3,660人に対し、交付者1,816人で、交付率49.6%でございます。支給総額は、1,816人に対し、1人5千円ですので、計908万円でございます。</p> <p>なお、使用されました額は、6,556千円で、支給総額の72.2%でございます。</p> <p>次に26年度は、対象者3,726人に対し、8月末で1,797人に交付し、交付率は48.2%、支給総額は1,797人に対し、1人5千円ですので、898万5千円、使用額は8月末で303万6千円で、支給総額の33.8%になっております。</p> <p>次のご質問のですね、券の交付を受けられない方の理由ということでございますが、聞き取り調査等を実施しておりませんので、正確な回答にはならないかと思えますけれども、考えられることとしては、自分で運転ができるとか、家族に送迎してもらえとか、地域巡回バスを利用するのでタクシーを使う必要がない、などが理由ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>この75歳以上ということで、この質問を出したときに、ちょうど昨日の一般質問の始まる前に、ちょうど76歳の方がおられたので話したんですけど、その方が言われたのは、これ、どういう質問なのかという話、聞かれて、その方は76歳になってありますけど、こういうことが知らなかったということを言われてました。</p> <p>いろいろ広報等で書いてあるんでしょうけど、なかなかわからなかったという現実があったというふうに感じてます。</p> <p>そういうことで、50%交付されて、70%が支給されているということですから、大体35%の方が、総対象者の35%の支払いをしたということですね。</p> <p>なかなか知らない方も結構おられるのではないかなという気は、昨日感じました。次に進みたいと思えますけど。</p> <p>この事業にかかる事務量ですね、やはり交付するわけですから、交付事務が相当かかるんじゃないかというふうに思っていますけど、いつ、どのぐらいの事務量があるのか、教えていただきたいと思えます。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>事務量につきましては、今年度、26年度の状況で回答をさせていただきます。</p> <p>4月4日から5月2日までの間ですね、14日間を行政区別受付として集中交付しております。</p> <p>三輪行政区はめぐば一健康福祉館で、夜須行政区はコスモスプラザで受け付けを行いました。</p> <p>この集中受付期間中は、福祉課職員延べ34人で事務に対応をいたしております。</p> <p>また、コスモスプラザ受付では、福祉課職員の他に、本庁の各課から延べ16人の協力を得て対応をしております。</p> <p>集中受付終了後の5月7日からは、本庁での受付は、健康課で対応をしていただいております。</p>

	<p>1人の方に要する時間はおおよそ10分程度、また、タクシー会社からの請求に対しては、請求書に添付されていますタクシー券、個々の分です。約1,200枚ほどございますので、それを1枚ごとチェックして、間違いのない請求が入っていないかなどのチェック事務等がございます。そのうえで伝票を起票して、支払いをします。そのような事務が主なものでございます。以上です。</p>
議長	矢野議員
矢野議員	<p>4月の4日から5月2日、14日間ということで、4月の年度初めでたいへん忙しい中で、これだけの14日間ですか、福祉課の職員、本庁の職員もそうですけど、そういう事業がなされているという、交付の事業がされているという、たいへんじゃないかなとは思っています。</p> <p>そのことでどうのこうのではありませんけど、そういう事務量があるということ、ちょっと頭に入れて、また質問させていただきたいと思います。</p> <p>2番目に書いておりますように、無条件での交付について問題はないのかということで聞きたいんですけど。</p> <p>町の交付事業で、年齢制限だけですね、一律交付している事業は、私はないと思っているんですけど、福祉事業で本当に困ってある方や必要な方、本当にこのタクシー券が必要な方に交付するのであれば、まったく私は問題ない。そういう方に交付して、これは、公共交通との関連も当然出てくると思うんですけど、そういうことは思うんですけど、この点、どう考えてあるか、お尋ねをしたいと思います。</p>
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>交付の対象者についてはですね、平成23、24年度は75歳以上の独居高齢者や75歳以上のみの世帯を対象にしておりました。</p> <p>しかし、この基準に対しましては、多くの問い合わせや意見をいただいたことから、対応を検討いたしましたけれども、やはり住民票で交付の適否を判断する以外に、適当な方法がなかったため、25年度から独居高齢者や高齢者のみという世帯要件を外して、75歳以上の方という基準に改めた経緯がございます。</p> <p>ご質問の、無条件での交付について、問題はないかということにつきましては、一般交通機関の利用が困難と年齢が直結するものでもなく、個人差もありますが、一般的に75歳ごろが介護保険の要介護認定率が高まる年齢であることや、運転免許証更新の前に公衆予備検査を受け、記憶力、判断力の判定がされることなどを考慮し、75歳以上を1つの目安にしたものでございます。</p> <p>また、先ほどお答えしましたように、25年度実績では、対象者の内交付手続きをされた方が約50%、また、これらの使用率が70%ということでありまして、必要な方が趣旨を理解の上、利用されてあるのではという判断もできるのではないかと考えております。以上です。</p>
議長	矢野議員
矢野議員	<p>そうです。そのタクシー券をもらわれた方50%、そして使われた方が、使用率70%、実質的に支払いは35%なんでしょうけど。</p> <p>知らない方も当然おられるし、やっぱり言われたように、私は必要ないというふうに使われた方も、当然、私はおられると思います。</p> <p>しかし、この条項からいって、まったくその条件というか、言葉としては書いてあるようでしょうけど、まったく交付するときには、無条件で75歳になった。だから、交付しますよ。そういうチェックは一切ない。何も制限がないということで、75歳になったというのが分かるものがあれば交付するということですから、やはりそういうことじゃなくて、本当に必要な人、免許証返上して、一人暮らしで、どうしても</p>

	<p>出られない方とか、今、福祉タクシー券で交付されない中での、困った人たちに交付すると。</p> <p>そういう条件を付ければ、なかなかまたたいへんな事務量になるというのは分かりますが、皆さんにお渡しするという事は、私はちょっとどうかなというふうに思っております。</p> <p>関連もありますので、次に、今後この事業をですね、一般財源でもこの事業を継続をするのかということで、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>この事業は当然でありますけれども、一般財源でも継続するものではないと。一般財源で、この事業を今後すると。</p> <p>当然、そつたく基金は限度があるわけですから、なくなるとか他の事業が出てきた場合、これをやめるということになって、一般財源使ってもこの事業をやると思っていることではないと、私はそう思っているんですけど、しては絶対だめだと、一般財源でですね、してはだめだというふうに思っているんですけど。</p> <p>この点についてお尋ねを、どういうふうに感じてあるのか、お尋ねをしたいと思います。これは、町長が答えられた方がいいんですかね。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>そつたく基金でございます。限られた財源でございます。この財源の中でやれる事業、事務量、事業量は限られていると。まず、そういった認識であることは間違いございません。</p> <p>と同時に、今、社会的弱者がですね、公共交通等々の、必要としている時代がやってきたということでございます。</p> <p>そのきっかけづくりとして、調査といたしまして、こういった事業も取り組んでいると、そのような理解もしていただきたいと思っております。</p> <p>国のほうもですね、例えば公共交通についても、今までは交付税措置とか事業額に算定しないというような状況でありましたけれども、今後そういったことを検討していくと。要するに社会が変わってきてるんだと、本当の意味で高齢社会がきてるんだと、そういった意味の中においては、地域のほうでも一般財源が必要だろうということで、国のほうは交付税で支援をしていくと。そのように交付税措置の内容も変わっていくわけでございます。</p> <p>私が聞くところによりますと、まだ確定ではございませんけれども、例えば公共交通についても、今までは国は何ら一般的な支援はしておりませんでした。しかしながら社会的に見れば、特に合併した人口減少社会の中においてですね、そういった国の支援が必要ではないかという、私は動きが出てきたのだと、そのように認識しております。</p> <p>したがって、私は、この今の現行制度の、75歳以上の福祉タクシーが決してベストなやり方であるとは思っておりません。しかしながら、そういったニーズがあることも事実だと受け止めて、さらなる制度の研究は必要だろうと、そのように考えます。</p> <p>その中で、公共交通とどうリンクしていくのか、そして社会的弱者がどれだけ多くなっていくのかと、そこまで含めて必要になれば一般財源も投入すべきだろうと、そのようにも考えているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>今、町長が言われたように、私が言っているのは、要はすべての方に、75歳以上すべての方にやるということがおかしいんじゃないかと、言っているわけですよ。</p> <p>本当に困って、ほんと一人暮らしとか、家を出て行くのに車がないとだめだと、車</p>

	<p>もないと、免許証も返上したと。そういう方であれば、当然やるべきだと思いますよ。</p> <p>しかし、無条件にやるというのが、私は、だめだと言っているんですけど、この点について、どんなふうですか。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>それぞれですね、善意で考えていくべきか、それともやっぱり先ほど言われましたように、事務量まで、どこまで考えるのか。</p> <p>やはり事務量、そこまでなれば、かなりの事務量が入って、果たして600万、900万の事業をやるのに、そこまで人件費を投資すべきじゃないんじゃないかと、そこまで考えた場合は、善意で考えたほうが得策ではないかという考えも成り立って、今回は取り組ませていただいたということでございます。</p> <p>しかし、これは、ベストじゃないということは承知しております。</p> <p>であれば、ただ、今の状況からすればですね、今利用してある方は、ごく、かなりの額、費用の中の一部を、この助成金で活用しておられるんじゃないかなと思っておるわけです。</p> <p>例えば、病院に行くのがですね、1年に2、3回でいいわけではありませんので、月に1、2回、あるいは4、5回行ってある方は、その中の一部を、このチケット等を利用してあるのではなかろうかというふうにも察するところです。</p> <p>ですから、そういったところについては、例えば、言われましたように、デマンドあたりをうまく取り入れるとかですね、いろんな方策が考えられるかと思います。ただ、今、実験的にやっておりますけれども、改善を加えながらやっていきたいと。</p> <p>言われるように、すべてを善意で考えて、チケットを交付することはベストではないと。しかしながら、トータル費用対効果も合わせると、今の策はベターではなかろうかと、そのような判断でおるわけでございまして、その辺のところは、是非、研究はしていきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>要は、私は、その後の問題なんです。一般財源で、例えば、このそったく基金があるから、それは使っているということになるかもわかりませんが。これがなくなったとき、一般財源でこれを本当にするのかと、そこなんです、私が一番言いたいのは。</p> <p>そういうものがあるから、本当に僕は、もう1つ言わせてもらおうと、平野さんからもらったこの2億円。2億円が、いろんなものに行政、使ってくれという話でしょうけど。</p> <p>本当にこれで、平野さんは喜んであるのかなという、ちょっと心配するんですよ。ちょこちょこ、ちょこちょこ使うということじゃなくて、本当に必要なものをどんと使うとかですね。</p> <p>石丸議員も以前言われたことがあったんですが、そういうものが求められているんじゃないかなと。それはちょっと別に置いて、そういう感じがしています。</p> <p>だから、町長が言われるのは分かりますけど、要は一般財源でなくても、この事業をやるんだというのか、違うんだというのか、そこのところをお尋ねしたいんですけど。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>先ほども申し上げましたけれども、必要であれば実施しなければならないと考えます。</p> <p>要するに社会情勢が変わってきているんだと、それだけのニーズがあるんだと、そのような解釈がなされれば。</p>

	<p>例えば一般財源というのは、この事業だけで考えるわけではございませんで、トータルで考えるわけでございます。</p> <p>議員も知っておられますように、例えば、何かを節約して何かに充当しているわけでございます。その、何かを節約したというのは、何かと申しますと、1つは、合併後を見れば、人件費でございます。6億円の節約をしております。皆さん、議員も少なく、庁舎も1人、職員も少なくなっております。そのことで、6億円を節約したものを、どこに充当するかというのがございます。</p> <p>もちろん交付税が減額されるということも視野に置きながら、その分の一部をそういった福祉分野にもっていくというのが、1つの方策であろうと、私は考えます。</p> <p>したがって、このそったく基金はなくなりますけれども、そったく基金というのは、この名称からしてもですね、いろんな実験的なことをやるんだと、それはハードだけじゃないんだということで、ソフトの実験をやっているという解釈も成り立とうと思えます。</p> <p>高齢者の方に、75歳以上の人にタクシーをやって、どのような効果があるのかということを見極めて、本当に必要であれば一般財源を充当するべきだと思っております。以上でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>再度お尋ねします。</p> <p>本当にこれが必要だというふうに思っているんですね。</p> <p>75歳以上のすべての人に、すべての人にですよ、今は50%しかもらってないんですけど、すべての人にやるのが正しいと思っておりますか。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>いえ、まったくそうは思っておりません。</p> <p>要するに、その分析、分類が困難であると。そういうことは議員もよく承知のことだろうと思えます。</p> <p>今、費用対効果からして、今のやり方のほうが、実質的には今の600万程度でなされていると。本来ならばそういった額で当然済まないわけでございますので。</p> <p>これは、あくまで申請主義でいこうと。これは、ある面ではベターの策でございます。先ほど言いましたようにですね。</p> <p>だから、その分類をどうするのかというのは、今後デマンドタクシー等々も念頭に置きながらですね、検討していくことで、新たな改善策が起り得るのではなかろうかと思っております。</p> <p>申されますように、これは、所得補償するものではございません。あくまで利用者の方のための助成のチケットでございます。</p> <p>ですから、これは、そったく基金が期限がございますので、その間に十分検証をしてですね、新たな取り組みに継続していきたい、あるいは展開していきたい、改善していきたいと、そのように考えます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>当然ですよ。これタクシー券だから、タクシー券しか使えないんですよ。他に使えるものじゃないわけですからね。その目的でやっているわけですよ。それが、すべての人にいいのかという。</p> <p>途中で、私思うんですけど、今、例えば73歳の人が、あと2年したら、これもらえるよというふうに思っている方も当然あるわけですよ。</p> <p>途中でぽっと切れる。金がなくなったのでやめるというのじゃなくて、本当に必要なものに金を使った方がいいんじゃないかという話なんですよ。</p> <p>要は、今度の決算議会でも当然ありますけど、その話があるんですね。</p>

	<p>当然、新しいものをする。この事業をするというのは、どこかを削らんと、金がないわけですよ。</p> <p>だから、そのバランスをうまく取らなければならないという話なんです。今度の決算のときには、一番最後の言葉に書いてありますけど。やっぱ選択をすると、そして落とすべきものは落とすということが必要なんですよ。</p> <p>だから、これを本当に一般財源でもするということか、しないということか、そこを私は一番聞きたいんですけど、そこをしっかりと聞いていただきたいと思っています。</p>
議 長	田頭町長
町 長	一言で申せば、そったく基金事業を検証し、必要であれば一般財源投入も行います。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>分かりました。</p> <p>一般財源でもやるということですね、分かりました。</p> <p>それでは、これについては、同じことの繰り返しですので、やめたいと思います。</p> <p>次に、公共交通について、に移りたいと思います。</p> <p>公共交通事業について、現在の乗客数の状況はどうなっているのかということで、乗客の伸び悩みから、利便性の向上、巡回コース等の見直し等で、費用対効果が見込めると考えて、私もおりました。</p> <p>しかしながら、国道を通過して、マイクロがいつも通るときに見るんですけど、ほとんど乗車されてないというような状況を見ております。</p> <p>そういうことで、乗客の月ごとの乗客数の推移をお願いをしたいと思います。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>私のほうからお答えいたします。</p> <p>平成24年7月からのですね、改正前の第2ステップの1日当たりの平均乗客数は79人でした。</p> <p>その後、26年1月からの第3ステップ改正、そのごと月ごとですが、1月が83人、2月が81人とやや伸びておりました。3月が75人と、ちょっと下回り、4月が80人、5月が81人、6月が77人、7月が75人ということで、ここ2カ月はちょっと下回っておるところです。</p> <p>平均しますと、1日当たり79人ということで、改正前と変わらない、横並びというふうな結果でございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>それでは、目的地なんですけど、敬老館とめくばり館が多いんじゃないのかなというふうに思っております。</p> <p>それと、そのめくばり館と敬老館に行っている人数がどの程度なのか、それから、めくばり号とコスモス号、そったく号、3台使って巡回をされています。</p> <p>1日それぞれ4つのコースで3回巡回されているということなんですけど、1日の乗車数はどうなっているのか、お願いをしたいと思います。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>まず、目的地のことでございますけども、めくば一が10.1%、コスモスプラザが34.9%。こちらはアンケート調査、4月、5月に実施しましたアンケート調査の結果でございます。</p> <p>めくば一とコスモスプラザで合計の45.6%でございます。というふうな、約半分弱がめくば一、コスモス。これは、本庁舎とか総合支所も含んでおるとは思いますけれども、そういうふうな方向です。</p>

	<p>それから、次の、めくばり号とコスモス号とそったく号の内訳ということでよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>79人という、先ほど平均人数申しました。この内訳としまして、めくばり号が23人、コスモス号が39人、そったく号が17人というふうな内訳でございます。</p> <p>そして、その次のご質問をいただきました、第1便、第2便、第3便というふうなことの内訳でよろしいですかね。</p> <p>そったく号につきましては、定期運行の三箇山コースという、1日3便回るコースと、それからもう1つは、特別にめくば一と敬老館をつなぐ、連結する、他に4便という、運行しておりますのでですね、ちょっとこの4便運航というのは、形態が違いますので、ちょっとこれは置いといて、報告したいと思っています。</p> <p>めくばり号が、第1便が317人、これは、直近の7月分についての合計人数でございます。第2便が124人、第3便が159人の、7月合計で600人でございます。</p> <p>コスモス号が、第1便が452人、第2便が141人、第3便が367人、合計の960人。</p> <p>それから、そったく号のうち三箇山コースだけでございます。こちらの第1便が93人、第2便が49人、第3便が50人ということで、192人という内訳でございます。</p> <p>全体、合計しますと、第1便の3つの車の合計が、第1便862人、第2便が314人、第3便が576人ということで、朝の第1便が多くて、昼間の第2便がやや少ないというふうな状況でございます。以上です。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>これは、一月ですね、一月。</p> <p>1日で換算すると、営業の日数があるでしょうから、それでちょっと割っていただいたら、それぞれの3つの車の1日に乗車する人数を教えてください。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>合計で申しますと、めくばり号の7月の合計600人を、7月の運航日数26日で割りますと、23.1人という内訳でございます。</p> <p>そしてコスモス号が合計の960人というのを、7月、26日運行で割りますと、36.9人。</p> <p>そしてそったく号のうちの三箇山コースだけ限定しますと、192人の合計ですから、26日で割りますと、7.4人というふうなことで、このコースだけですと、平均の合計で、1日6.7人程度でございます。</p> <p>その他に、そったく号のめくばり館と敬老館コースがございますので、この部分で1日当たり7.5人ということで、7月は合計の75人ぐらいの乗客数であったという、先ほどの報告と一緒にございます。以上です。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>ということは、めくばり号においてはですね、4コースで3回まわっているんですね。</p> <p>だから、1コースの中では2人しか乗ってないですね、2人。ということになるわけですね、4つのコースがあって、これを3回まわるわけですから。12で割って、2人しか乗ってない。</p> <p>だから、私が役場に来るときに見ると、時にはほとんど乗ってないというのが、なんかそういう感じがするのは理解できました。</p> <p>1人しか乗ってない、2人しか乗ってないということなんですね。</p>

	この事業の乗客数の目標、今後の見通しで、1日どの程度の乗客をですね、この第3ステージをしようとしたときに見込んでいたのか、お願いしたいと思います。
議長	企画課長
企画課長	<p>この事業の第3ステップの目標としましては、1日100人程度を見込んでおりました。79人なり80人という平均から100人程度という見込み。</p> <p>目標達成に向けましては、まず、そったく号を知っていただくというのを第一に考えましてですね、ちくちゃんバスを知ってもらうということで、まずは、認知度を上げるためには、愛称を募集ということで、福祉バスと呼ばれてみたり、何とか呼ばれたり、いろんな呼び方がございましたので、愛称を募集しようということで、町民の方に広報で訴えて、地域巡回ちくちゃんバスというふうな形でですね、愛称を募集して、アンケートの結果でも、認知度でいきますと、ほとんどの方がもう知っているというふうな結果でございました。</p> <p>それともう1つは、3台それぞれにですね、ちくちゃんの絵を描いたりというふうなことでの、親しみやすくするラッピングを行いました。</p> <p>そういうことで、ちくちゃんバスがまわっているのは知ってますよというのが、非常に高まったというのは、効果としてはあります。</p> <p>さらに、町内の19地区のいきいきサロンに職員が出向きまして、ちくちゃんバスの乗り方とか時刻表の見方であったり、また、時刻表もちっちゃいというふうなことでしたので、そこそこの地域に合わせて、その時刻表を拡大しまして、手渡しして、乗り方ということで、1回乗ってみてくださいというふうなこと、それといろんなご意見をお伺いするというので、取り組んだところでございます。</p> <p>しかしながら、昨日の梅田議員さんへのお答えのようにですね、今のところは必要と感じていらっしゃる方がいらっしゃるということで、今のところまだそんなにないよということで、乗っていただけるような方というのは8%から9%ぐらいという方が、非常にどこか行くときには使いようがないと、不便を感じているというふうな方の結果でございましたので、近年のうちには大幅に、この人数が伸びるというふうなことではなかろうかと思っております。</p> <p>ただ、新規に乗っていただくためには、何かの形でちくちゃんバスに乗ろうという取り組みを行ったり、また、週に1日しか乗ってない方を2日、3日乗っていただくというふうなことでの、改善策という形を、今後は取り組んでいきたいというふうにご考えております。以上です。</p>
議長	矢野議員
矢野議員	現在の運営でですね、年間の経費はどのくらいなのかということで、また、3台ありますけど、それぞれの車の経費、人件費、委託料について、説明願いたいと思います。
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>年間、3台で2,100万円というふうなことで見込んでおります。</p> <p>実際は、燃料費とかいうのが、ちょっと動きますので、若干これを下回ると思っておりますけれども。</p> <p>これ、単純に2,100万円を1カ月で割りますと、1カ月では175万円というふうな形になります。</p> <p>あとは年間経費の内訳でございます。</p> <p>ちょっとそれぞれの1台ごとには分析しておりませんが、3台の合計ということで、まずは、一番大きいのはやはり運転業務の委託料でございます。人件費相当分でございます。</p>

	<p>めくばり号、コスモス号の2台合計で782万3千円余り、そして、そつたく号で763万2千円余ということで、3台の合計で1,545万5千円余。これで、約74%を占める部分でございます。</p> <p>それから、あとは燃料代で418万円、それから修理費で120万円、こちらは車検代も含んでおります。それと、あとは自動車の重量税で5万9千円、損害保険料5万1千円などでございます。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>以前は1,400万ぐらいだったのが、今度の改正で2,100万程度になったということであります。</p> <p>2,100万が高いのか安いのか、2,100万で乗ってある方が、1日平均79人、これでいいのかどうか。</p> <p>ただ、私も思うんですけど、今先ほど言ったように、めくばり号で一回りするところに2人しか乗らない。2人というのは、1日トータルで2人ですから、要は同じ人が行って、帰る。この2人になって数えているわけですね。だから極端に言うと、1人しか乗ってなかったという可能性があるわけですね。</p> <p>これが2,100万かかっているということを、ちょっと頭にはぜひ置いていただきたい。</p> <p>町長も先ほど言われように、費用対効果、当然やっぱり考えないと、財政が破たんしてしまうということもあるわけですから、そういうところをちょっと考えていただきたいと思っています。</p> <p>今後の予測について、見通しなんですけど、それは先ほどちょっと言われたので省きたいと思えますけど。</p> <p>私が思うのは、やはり先ほどと同じように、交通機関のない、本当に必要なところを調査してですね、効果のある事業にすべきではないかというふうに思っています。</p> <p>対象者を限定すべきではないか、交通機関のないところ、本当に、ところにですね、梅田議員も言われておったんですけど、予約制の運行、町長もそういうことも視野に入れて、当然考えられているというふうに思っています。</p> <p>私、先ほど言ったように、タクシー券の関係、この公共交通事業の関係は、やはりセットで、町長も言われるように、セットで考えるべきだというふうに思っています。</p> <p>最後に、町長のほうにお尋ねしたいんですけど、先ほど言ったように、今回の決算審査特別委員会の資料の中の、今後の財政運営についての、一番最後の部分に、こう書いてあります。</p> <p>厳しい財政状況の下、限られた財源の中で総合計画と実施計画と、それを基にした財政計画、行政評価との連動により、事業の必要性、事業の効果、緊急性、後年度の負担等を十分に検証し、計画的に必要な事業を実施していくことで、健全財政の町づくりに向けて取り組みを進めていくことである。</p> <p>このことからしてですね、この事業については、本当に十分このセットで考えていただいて、交通機関のない地区、それから本当に必要な方、そういうのを十分考えられてですね、効果のあるべき事業にさせていただくべきだというふうに考えておりますけど、町長、最後にこの、セットについてのまとめをお願いをしたいと思います。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>行政運営、町財政運営の基本は、「入るを量って出るを制す」でございます。</p> <p>まず入るという財政計画のもとで、どう出るを、執行権をもって提案していくのかということだろうと思っております。</p> <p>その中で、議員もよくご承知のとおり、地方自治体は3割自治だといわれておりま</p>

	<p>す。その中で大きな財源は、やはり国の交付税等に依存せざるを得ないという、この現実もしっかり踏まえるべきだろうと、そのように考えております。</p> <p>もちろんふるさと納税、様々な町税をいただくということも大事なんですけれども、いかんせんやはり40億からの地方交付税、あるいは何十億の国庫金等々がなければ、町運営はまったく成り立っていかないという、厳しい地方自治の現実がございます。</p> <p>そういった中においては、地方交付税制度はどうなっていくのか、基準財政需要額は どう見ていくのか、社会情勢がどう変わっていくのか、ということをしっかり認識し、そして監査委員が言われますように、節約は節約としていって、そして国に対しても、意見を言うところは言う。</p> <p>例えば、今度の市町村合併に伴います交付税削減につきましても、長崎市役所が中心になって、それは矛盾であると。合併したがゆえに、支所はまだ残っているのに、支所の経費を落とすとは、交付税では成り立っていかないということを主張したがゆえに、国のほうも改善をなされたということもございます。</p> <p>そういったことで、今、そういった合併市町村は何を言っているかという、例えば公共交通でございます。</p> <p>公共交通については、今までは要らなかつた。しかし、高齢社会が入ってきて、やはり必要になってきたと。その分について、地方はお金が要るようになったんだということも、主張していくということでございます。</p> <p>申されますように、監査委員が言われましたように、しっかりと内容について、不要なものは落としていく、しかしながら、次代が変わっておりますので、ハードからソフトへということでもございませませんが、やはりうちの町も大きな流れで見れば、下水道事業が終わりました。いくらかまだ残っておりますけれども。これに対する建設事業費の町負担は大きなものがございました。その分がまずはなくなった。ただし借金は残っております。</p> <p>そういったことも、ハードの事業も踏まえながらですね、ハードを抑制することによって、ある程度ソフトが生きてくると、そういったこともございます。</p> <p>ただ、ただ防災のためのハードはまだまだ必要であると。</p> <p>そういったことを十分睨み合わせながら、本当に住民の方に負担を少なくして、しかし、負担をしていただくことは、よりお願いをして進めていきたいと、そのように考えております。</p> <p>申されますように、一番の違いはですね、10年前と、私、一番の違いは、何を申しますかと言いますと、国保税でございます。</p>
議長	時間でございます。
町長	<p>国保税についてですね、繰入金金が2億からくるなんていうことは想定できませんでした。</p> <p>そういった事実についても、一般財源を投入せざるを得ないということも踏まえて取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	時間がまいりましたので、これにて、15番 矢野勉議員の一般質問を終了します。
休憩	
議長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>11時15分より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:00)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(11:15)</p>
議長	13番 河内直子議員

河内議員	<p>通告に従い、順次質問させていただきたいと思いますが、質問に先立ち、集団的自衛権行使容認について、一言述べさせていただきます。</p> <p>去る7月1日、安倍内閣は、国民多数の反対の声を押し切って、これまで歴代政権が憲法上できないものとしてきた集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定を強行しました。</p> <p>自衛隊は発足後60年を経過しましたが、この間、他国の人を1人も傷つけず、隊員の中からも1人の犠牲者も出していません。これは、憲法9条の下、海外で武力行使をしてはならないという憲法上の歯止めが働いたからにほかなりません。</p> <p>被爆69周年の今年、広島、長崎でも、被爆者の代表の方が安倍首相に、閣議決定の撤回を求め、戦争しないという誓いは、被爆国と被爆地の原点だと訴えました。</p> <p>私たち日本共産党は、日本の平和と安全を確かにするどころか、青年、国民の命まで危険にさらす歴史的な危険性を持つ、閣議決定の撤回を求め、国会内外で全力を尽くす決意を表明し、質問に入らせていただきます。</p> <p>まず初めに、人にやさしい街づくりについて、お尋ねします。</p> <p>3点ほどお尋ねいたします。</p> <p>まず初めに、既存の歩道について、お尋ねをいたします。</p> <p>現在、町内のいたるところに、関係者の並々ならぬ努力の結果として、歩道が設置されてきました。交通弱者を守る上でも、交通安全の上からも非常にありがたく思っているところです。</p> <p>車道と歩道に高低差をつけ、建物の入り口、車の出入り口は出入りしやすいように、車道との高低差をなくしています。</p> <p>車にとってはスムーズな出入りができ、たいへん便利なのですが、歩行者、電動車、足の不自由な方々にとっては、たいへん通行しにくい構造となっています。これは、以前の質問の中でも指摘しています。</p> <p>また、夜須中グラウンド脇の車道は、どういうわけか真っ直ぐでなく、傾斜しています。これも歩行者にとっては、非常に通行しにくくなっているのではないのでしょうか。</p> <p>そこでお尋ねしますが、歩道設置に当たっては、何か基準のようなものがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>歩道設置に関する基準でございますけれども、平成25年3月議会におきまして、道路構造令を参酌いたしまして、町道の構造の技術的基準に関する条例を定めております。</p> <p>ここでは歩道を設置すべき道路について規定をしておりますけれども、具体的な歩道の形態については規定をしておりません。</p> <p>13条第3項では、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路は2m以上の幅員を取るということで、規定はしております。</p> <p>歩道の形態としましては、3つのタイプがございます。1つは、今、議員がご質問されましたマウントアップ形式、いわゆる車道と歩道の段差があるところでございます。ご指摘のとおり、非常にでこぼこの多い歩道となっております。</p> <p>それとフラット方式といいまして、歩道と車道が同一のところ、縁石で区切られた歩道、それから、その中間のセミフラット方式と言いまして、歩道がやや高く、3cmから5cm程度高く縁石で区別された道路がございます。</p> <p>現在の国の基準では、ほぼセミフラット方式というのが標準になっておりますけれども、昭和39年の通達ではですね、歩道と車道を15cmないし20cmの段差を設けなさいという時代がありましたので、そのような時代につくられた歩道が、ご指摘の</p>

	<p>ような段差のある歩道になっている状況でございます。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>今、朝倉市では、国道386号線の拡幅と歩道設置が随時進められているのは、皆さんご存じのとおりです。</p> <p>あそこを通るときは、いつもうらやましく思いながら通っているのですが、車道と歩道の高低差はほとんどありません。歩道には足の衝撃を和らげる素材が使われています。まさに人にやさしい、弱者にやさしいまちづくりが行われていると実感しているところです。</p> <p>そこでお尋ねいたしますが、既存の歩道で、高低差のあるところ、傾斜している歩道はフラットにして、縁石、鉄パイプで境界をつくり、歩行者にとって、安心・安全に通行できるようにしていただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、町内における歩道の現状について、若干報告をさせていただきます。</p> <p>筑前町内には、国県道が約67kmございます。そのうち歩道がある区間が約35kmでございます。町道が、総延長が約467km、うち歩道がある区間が31kmでございます。</p> <p>ご指摘のとおり、バリアフリーの観点から言いますと、段差は早急に改修をすべき必要性は認識をしているところでございます。</p> <p>ただしながら、この町道の約31kmの3割から4割程度がマウントアップ形式になっておりますので、全体を改修するには相当の費用がかかるというふうに想定をされますし、まだ歩道整備が必要な区間、供賄な道路等もたくさんございますので、そういうものも考慮しながらですね、長期的な改修計画を今後検討していくべきではないかと思っております。</p> <p>ただし、非常に危険度の高いところ、緊急性の高いところにつきましては、現在、建設課でもっております道路維持費の中で、部分的に改修は行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>弱者にやさしい町づくりは、健常者にとってもやさしい町づくりです。</p> <p>今後とも常に弱者の立場に立った町づくりをお願いいたしまして、次に進みます。</p> <p>次に、公園補修について、お尋ねをいたします。</p> <p>町内には数多くの公園があり、その管理において、町には管理責任があります。老朽化した遊具、ベンチ、トイレ、その他諸々あり、各々の点検も大変な作業であると認識しています。</p> <p>今回は、百万池公園の木製の遊歩道、樹木の周りのレンガについて、お尋ねをいたします。</p> <p>先日、ある障害者の方から、この方は普段杖を使って散歩をしていますが、百万池公園で散歩していても、遊歩道の板が所々盛り上がっていて、歩くのに引っかかって大変、町は修理しないのか、というご相談でした。</p> <p>実際見て、歩いてみて、これは危ないという思いに駆られました。長い間風雨にさらされ、木製ですから膨張し、反り返りもし、とても平坦とは言えない状態になっています。また、樹木の周りに敷き詰めたレンガも、木の成長により根が張り、浮き上がっています。</p> <p>百万池公園には小さい子どもたちも、お母さんに手を引かれながら遊びに来ています。もし躓いてケガをしたら大変なことになります。町の管理責任も問われることになります。早急な手立てが必要とも考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>

議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町の都市公園は77カ所ございます。その内遊具施設を設置している公園は40カ所ほどあります。</p> <p>公園遊具の点検につきましては、隔年ということで2年に1回、日本公園施設協会認定の公園施設製品安全管理士に点検業務を委託しているところでございます。</p> <p>協会のチェックリストが確立しているため、この点検判定によってC及びD判定になった施設を、翌年度工事請負費予算において、改善、修繕工事を行っている状況です。</p> <p>公園施設は、遊具施設のみでなく、いろんな施設があります。これらの老朽化等につきましては、公園利用者である町民や地元区及び清掃業者などからの通報を受け、緊急性や安全性などを勘案しながら、予算の範囲内で対応している状況でございます。</p> <p>議員ご質問の、万全かについては、公園施設後の経過年数が様々あり、経年劣化している施設も少なくないと思われま。危機管理を念頭に情報収集し、客観的に判断し、公園利用者への危険を排除できるよう、また、安全で安心して利用していただけるよう修繕に取り組んでいきたいと考えているところでございます。</p> <p>それと、具体的な公園例として上げられました、百万池公園につきましては、早々現地を調査させていただきました。</p> <p>木製の遊歩道のデッキと言いますか、その部分が建設後やはり25、6年経っておりますので、下板と言いますか、そういう部分が腐れて浮き上がっている部分等々もございましたので、その部分につきましては、来年度当初予算にでも計上して、修繕を行いたいというふうに考えている状況でございます。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>何事も事が起こってからでは遅すぎます。町民の皆さんが安心して集える公園になることを願い、次に進みます。</p> <p>次に、敬老館・めくばり館のお風呂。1週間ごとではなく1日置きにということで、お尋ねをいたします。</p> <p>この質問は、2013年3月定例会でも取り上げさせていただきました。</p> <p>当時の前任課長の答弁は、4年半経過しており、利用者の方にとっても定着した交代制になっていると捉えている。現時点では、今の利用方法での継続と考えている。ということでした。</p> <p>でもそれは、ないのではないかと思います。町が1週間交代しかお風呂を沸かさないから、仕方なくそれに従っているというだけではないでしょうか。</p> <p>6年経とうとしている今でも、1日置き、せめて3日置きにしてもらいたいという声があがっています。</p> <p>1週間交代にせざるを得ないという、利用者の方に納得していただける明確な理由はないのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>両施設の風呂を1週間ごとにしたのは、平成20年10月からでございます。</p> <p>理由はご承知かと思いますが、燃料の灯油が19年の最安値時は、リッター当たり71円だったものが、20年の7月頃には120円になるという、著しい高騰に対応するためでございます。</p> <p>その後は、両施設とも1週間ごとに沸かしていますけれども、利用者には巡回バスを利用して来てある方も多くいらっしゃいます。</p>

	<p>双方の施設の受付で確認したところ、バスは曜日とコースで敬老館に着く時刻や最終便の時刻が異なるため、自分の都合のよい曜日や時間に合わせて入館され、入浴されてある方も多いということでございます。</p> <p>これをもし1日置きにすると、バス利用の方の入浴がかえって不便になってしまうという場合も想定されます。また、両施設の風呂とも余熱を無駄なく使う循環式として設計されておりますので、これを1日置きに沸かした場合を試算すると、現在、灯油単価もリッター約99円と高止まりしている中、燃料費がさらに2割から3割程度増加するため、当分現状のまま継続させていただきたいというふうに考えております。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>今、福祉課長が言われたような、明白な理由があるなら、利用者の方にもきちんと説明ができると思います。</p> <p>去る8月19日に、文教厚生常任委員会で、篠栗町へ介護支援ボランティアの取り組みについて、視察へ行ってきました。</p> <p>その折に、総合保健福祉センター「オアシス篠栗」にもご案内いただきました。</p> <p>高齢者の生きがいの場、心身の健康づくりの拠点となる目的でつくられた様々な福祉サービスを提供する複合施設で、すべての住民が楽しめるふれあいの場として、ホール、ロビー、食堂、大浴場などを町外の人々にも開放しており、人口3万弱の町に、年間なんと13万人の来館者があっているということでした。</p> <p>せっかくつくった複合施設、敬老館、めくばり館です。足を運んでいただける方をどうしたら増やせるのか、今後とも研究、検討をお願いし、次に進みます。</p> <p>次に、暮らしを守る取り組みについて、お尋ねをいたします。</p> <p>まず初めに、住宅リフォーム助成制度の設立をということで、お尋ねいたします。</p> <p>業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度創設については、これまで何度も議会で取り上げさせていただきました。</p> <p>全国商工団体連合会の調査では、前回2012年度調査に比べ、さらに95自治体増え、秋田、山形、静岡、広島、佐賀の5県を含む、全国628自治体で実施されたと報告されています。お隣の佐賀県、また秋田県では、県内すべての自治体で実施されました。</p> <p>さらに、これまで実施自治体が0であった和歌山県でも、高野町が13年、昨年4月から、続いて海南市が9月から、さらに今年4月からは日高川町でも実施され、これで47都道府県すべてで実施されたことになります。</p> <p>国の14年度予算でも長期優良住宅リフォーム補助、補助率3分の1、上限1戸当たり100万円が実施されています。</p> <p>この補助金も活用し、住宅リフォーム助成制度を創設すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員質問の住宅リフォーム制度でございます。</p> <p>確かに近々では、本年3月の一般質問においてもご質問をされておったことは認識しておるところでございます。</p> <p>現状、中小企業の地方財政はまだまだ厳しい状態が続いていることはご存じのとおりでございます。また、建設業におきましても、人件費の高騰や資材の高騰などで、同様の状況かと考えておるところでございます。</p> <p>そのような中、住宅リフォーム助成制度につきましては、建設業関係の活性化の1つの手法ではあるとは考えておるところでございます。</p>

	<p>しかしながら、本町におきましては、議員ご存じのとおり、本年度から木造住宅の耐震改修工事費の助成を開始いたしますとともに、既存のバリアフリー改修の助成、下水道関係の奨励金や、現在廃止を検討されておる自治体もごさいます太陽光発電助成などについても、引き続き助成を行っておるところでございます。</p> <p>また、併せまして、本年度は、消費税増税の下支えといたしまして、筑前町商工会のプレミアム商品券の増額につきましても、本年6月の補正について追加支援を行い、町内の商工業の振興支援を行っておるところでございます。議員ご質問の住宅リフォーム制度の創設につきましても、当面予定をしていないところでございますけれども、今後来年10月に新たな消費税増税が検討されておりますので、それに伴います駆け込み需要や増税後の反動による落ち込みなど、景気動向には注視が必要と考えておるところでございます。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>今、既に全国では、住宅リフォームに続くものとして、全国から脚光を浴びているのは、高崎市で昨年創設された街中商店リニューアル助成事業です。</p> <p>この事業は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人が店舗の改装や店舗等でもっぱら使用する備品の購入などについて、20万円以上の工事につき、上限100万円で2分の1を補助するというものです。</p> <p>仕事と資金を地域で循環させ、抜群の経済効果を発揮する住宅リフォーム助成制度にヒントを得て、リフォーム助成補助金の商店版として、昨年創設されたそうです。</p> <p>全国からの視察も相次ぎ、評判を受け、制度創設を検討する自治体も出て来ています。岐阜県飛騨市も13年4月から、商店等イメージアップリニューアル補助金制度、北海道訓子府町でも14年度から店舗改修事業補助制度が始まっています。</p> <p>今年の第186国会では、小規模企業振興基金法、いわゆる小規模基本法が成立しました。小規模事業者に焦点を絞った小規模基本法には、大きく3つの意義があると考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>第1は、個人業者はじめ従業員5人以下の小規模事業者、これは、中小企業の9割を占める334万人に当たります。この方たちを初めて施策の中心に据えたこと。第2に、小規模事業者の声を聞き、振興のために基本計画策定を、国と自治体の責務としたこと。そして第3に、国会への年次報告を通じて、施策の妥当性、実効性をチェックする仕組みを導入したことです。</p> <p>当時の茂木経済産業大臣は、国は基本的に大きな方針を打ち出す。しかし、それぞれの地域には特性があるわけでありまして、具体的な施策の企画等につきましても、地方公共団体を中心に進めていく、そうしたスキームを取りたいと思っております。と述べています。</p> <p>制度の創設はまだというのなら、先ほど述べました第2の意義の振興のため、基本計画策定の中に、ぜひ、住宅リフォーム助成、店舗リニューアル助成を盛り込んでいただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、議員ご質問のとおり、国では、全国385万の中小企業、特に9割を占める小規模事業者の方の、地域経済や雇用を支える重大な存在と位置付けまして、中小企業の振興を総合的かつ計画的に、国、地方公共団体、支援機関とが一丸となり、戦略的に実施するための基本法が制定されたところでございます。</p> <p>また、国のほうにつきましても、この基本計画のスケジュールにおきまして、本年8月中に地方の意見交換会を開催されております。ちなみに九州ブロックにつきましても、8月26日に開催されたところでございます。</p>

	<p>これを踏まえまして、9月中旬に審議会からの答申がある予定で、また9月下旬以降にその内容を検討されまして、閣議決定、公表というようなスケジュールが国のほうで示されておるところでございます。</p> <p>なお、地方公共団体の対応につきましてでございますけれども、福岡県の担当のほうに確認いたしましたところ、実は、現在のところ国からの情報提供等が非常に少なく自治体のほうへの情報が示されないような状態であると。</p> <p>ただし、地方公共団体、福岡県とか市町村でございますけれども、につきましては、計画等の策定義務は課せられていないということを確認しておるところでございます。</p> <p>しかしながら、今後とも国の動向、これに伴います基本計画には注視をしていきたいと考えておるところでございます。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>私は、国と地方公共団体が事業計画、基本計画を策定するものとして、今の質問を取り上げたわけです。</p> <p>地域が潤えば町は活性化します。活気あふれる元気な町づくりのため、今後とも力を尽くしていただくことをお願いいたしまして、次に進みます。</p> <p>次に、(2)の随意契約は公平性が保たれているか。一定の業者に偏りすぎているのでは、という点でお尋ねをいたします。</p> <p>昨年末に、建設課長にお願いして、過去3年間、平成23年4月から平成25年9月末までの建設課関係の、50万円以上の随意契約の一覧表を作成していただきました。ほとんどの工事内容は、道路の維持補修、舗装、災害復旧工事です。</p> <p>平成23年は49件、平成24年が78件、そして平成25年は27件という随意契約でした。</p> <p>その中で突出していると感じたことは、A社は、平成23年7件で、全体の14.2%、平成24年は3件、3.8%、平成25年は5件で18%。B社は、平成23年9件で18.3%、平成24年は15件で19.2%、平成25年は4件で14.8%。C社は、平成23年4件で8.1%、平成24年は17件で21.7%、平成25年はなんと7件で25.9%、全体の4分の1以上の工事をC社が請け負っていました。2年半で1件しか請け負っていない業者は7件ありました。</p> <p>また、100万以上の契約を見ても、A社8件、B社14件、C社12件となっています。発注が特定の業者に偏りすぎているのではと思いますが、理由をお尋ねいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>随意契約は建設課にかかわらず全体的なものでございますけれども、一番建設課が多いということでお答えしたいと思います。</p> <p>まず、随意契約の法的根拠でございますけれども、地方自治法第234条第2項におきまして、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると規定されております。</p> <p>ここでいう政令とは、地方自治法施行令第167条の2でございます。これは、随意契約によることができる場合を、規定しております。</p> <p>代表する項目としましては、第1項が、別表第5に定める額の範囲内、請負工事の場合は、町の場合130万円以内でございます。</p> <p>第5項は、緊急の必要性により、競争入札に付することができないとき。第7項で、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みがあるときというのが、代表的なものでございます。</p>

	<p>また、筑前町財務規則第96条から第99条におきまして、随意契約の手続きを行っております。</p> <p>建設課で行っています随意契約の主な工事としましては、議員ご質問のとおり、道路、河川、林道の維持工事、町単独の災害復旧工事、入札により補助工事に付帯する町単独の工事、その他、他の工事で発注されているところに隣接する道路の維持工事などがございます。</p> <p>随意契約の手続きにつきましては、財務規則98条によりまして、10万円の予定価格を除くほか、2人以上の見積もりを聴取することになっておりますので、原則として3社以上の見積もりを取り、最低価格業者に決定をしているところでございます。</p> <p>見積もり業者の選定の主な考え方としましては、工事現場の近くに事務所がある業者、これは、機械の運搬経費等が安価となることが見込まれますので、先ほど言いました施行令第7項に該当する可能性が高いこと。</p> <p>2つ目には、工事現場の近くに実際工事をしている現場があること。これは、先ほどと同じような機械経費の関係でございます。</p> <p>さらには、工事の内容に適した工事、例えば舗装工事だけの場合は、それを専門とした業者もございますので、そのような業者でございます。</p> <p>さらには、手持ちの工事が少なく緊急に対応ができる業者、そういうものを勘案しながら業者選定をし、最低価格業者に決定をしているというふうな状況でございます。以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>頂いた資料にあがっていた業者は23業者でした。業者の方は他にもいらっしゃるのではと思いますが、この2年半、一度も契約をしていない業者はどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えします。</p> <p>議員にお渡ししました資料は、25年の8月現在だったと思いますので、過去3年間について改めて、すべての工事案件について調査をいたしました。</p> <p>現在、既に廃業された業者もございますので、現在、筑前町の建設工事で、主に指名対象となっております20の土木業者がございすけども、最低1件以上の随意契約はされてあります。以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>町長にお尋ねします。</p> <p>随意契約、1年で、その契約の4分の1以上を1社が占めるということについて、どのようにお考えでしょうか。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>地方公共団体の事務執行は、法律に基づくものでございます。条例とてもしかりでございます。自治法に基づきながら契約を締結し実行しているわけでございます。</p> <p>その中でも、今回の件につきましても、1社だけの見積もりではなくて、あくまでも競争の原理を生かした形で見積もりを取っているということの中で、こういった結果が出たというふうに理解をしております。</p> <p>ただ、住民の方から見れば、少し偏っているんじゃないかということもございすけれども、私どもも最小の経費で最大の効果を求めなければいけないという、義務がございす。</p> <p>他の、今回そういった受注してない業者につきましても、ぜひぜひ実力をつけていただいて、また、金額面でも努力していただいて、多くの業者が受注していただくよ</p>

	うに期待するところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	<p>町が発注する公共事業です。町内業者に公平に仕事がいきわたるよう、業者の努力ももちろん必要ですが、必要な手立てをとっていただくことをお願いいたしまして、最後の質問に移ります。</p> <p>次は、子どもたちを取り巻く環境について、お尋ねをいたします。</p> <p>保育新制度（子ども・子育て支援新制度）について、お尋ねをいたします。</p> <p>来年、2015年4月から新制度がスタートします。新制度は民主党政権の下で議論されましたが、保育所をどう充実させるかという目的から、議論が始まったのではなく、経済対策の一環としてスタートしました。</p> <p>規制緩和を通じて、新たな産業分野の形成を進め、それによる経済の活性化、雇用の拡大をめざし、いくつかの分野が具体的にあげられ、その中に保育所、幼稚園が入りました。</p> <p>現行制度の要は、事業者を行政が認可し、認可した事業者に必要な運営費を支給するという点にあります。事業者に公費を支給すれば、用途制限に縛られ、儲けを自由に使うことは困難となります。</p> <p>そのため、公費を利用者に支給するよう変えてしまいました。実際は、利用者には公費はわたらず、法定代理受託受領という形で、事業者に直接渡されますが、制度上は、公費は利用者に対して支払われたという形になります。事業者に入ってくるのはすべて保育料となり、用途制限がかからなくなり、自由に儲け、自由に使えるようになります。</p> <p>新制度は議論の過程で、各方面から批判が続出し、その結果、議論の途中過程で、次々と新しい案が出され、非常に分かりにくい制度となっています。</p> <p>政府は、新制度の本格実施で、新たに1兆円の財源が必要と試算しました。</p> <p>国も自治体も財政難です。問題は、増える財源を誰が負担するのかということです。結局、新制度によって、新たに必要となる財源は、消費税率の値上げという形で、国民が負担することになりました。</p> <p>新制度の入り口は経済対策で、出口は消費税率の値上げです。入り口、出口とも、保育や幼児教育ではありません。この入り口と出口に新制度の本質が端的に表れているといえるのではないのでしょうか。</p> <p>そこでお尋ねしますが、通告書に掲げている①から⑤までについて、現行の基準と比べ、どこが違ってくるのかを、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の新制度の実施基準は、児童福祉法の一部を改正する法律。平成20年施行の第85号などによって整備された、児童福祉法の家庭的保育等の実施基準とほぼ同じでございます。</p> <p>しかし現行では、厚生労働省で定める事項を県知事に届け出て、家庭的保育事業が実施されることとなっていますが、改正後は、家庭的保育事業は市町村の認可事業となり、監督権限が県から市町村に移ることとなります。</p> <p>続きまして、2番の学童保育の設置基準について、お答えいたします。</p> <p>こちらについても、国が平成19年10月に示したガイドラインと設置基準については、ほぼ同じでございます。</p> <p>ただ、新制度では児童数を概ね40人以下を1支援単位にする。また、支援員の配置については、支援の単位ごとに2人以上にするなどの指針が示されております。</p> <p>現在の学童保育所3カ所を建設した当時は示されていなかったため、適用されてな</p>

	<p>い部分もございます。</p> <p>続きまして、給付的的確判断をするための確認制度に関する運営基準について、お答えいたします。</p> <p>子ども・子育て支援法においては、これまでの保育の実施に代わり、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し、保護者が保育を利用する場合に、給付を支給する仕組みとなっております。</p> <p>具体的には、1. 就労中であること、2. 妊娠中又は出産間もないこと、3. 疾病にかかり、または障害を有し、児童を保育することができないこと、4. 同居又は長期入院などを行っている親族の介護、看護をしていること、5. 災害復旧にあたっていることなどは、現行でも定めておりますが、6. 求職活動をしていること、7. 就学していること、8. 虐待の恐れがあること、9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることなどは、現在も類する内容で対応はしてきていますが、今回は改めて項目を示したものでございます。</p> <p>また、今回の新制度においては、就労下限時間を48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定めることとなっておりますが、今の現状では、待機児童が出ることが強く予想されますので、子ども・子育て会議等の意見なども聞きながら、経過措置期間の適用を検討しているところでございます。また、優先利用についても、内規等で定めることを検討しております。</p> <p>4番目に、保育の必要性の認定基準について、でございます。</p> <p>現行ではなかった認定基準を、これは、新制度で定めております。</p> <p>子ども・子育て支援法第19条の規定に沿って、以下の3つに分けて認定し、認定証を交付いたします。</p> <p>1号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子ども、2号認定に該当する者を除きます。本町の現状でいきますと、幼稚園に当たります。</p> <p>2号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病、その他内閣府令で定める事由により、家庭の保育を受けることが困難である者。本町の現状でいきますと、保育所に該当します。</p> <p>3号認定は、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、2号認定同様、家庭内において必要な保育を受けることが困難な者。本町の現状でいきますと、これも保育所に該当いたします。</p> <p>なお、保育の必要量に応じて、保育標準時間、1日11時間保育、月120時間以上労働と保育短時間、1日8時間保育、市町村が定める下限時間以上120時間未満に区分することとなっておりますが、先ほども申し上げました保育短時間については、実施時期など、今後検討する予定でございます。</p> <p>5番、保育料徴収の基準について、お答えいたします。</p> <p>平成27年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、利用者負担額を3月を目途に確定していく予定です。</p> <p>保育料の算定にあたりましては、これまでは所得税額を基本に算定しておりましたが、新制度においては、住民税を基本に算定することとなっております。</p> <p>国の定める公定価格を基本としつつ、現在、本町で行っている保育料の一部軽減措置について、新制度においても継続することを検討しているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>今定例会にも条例案が3つ出ておりますが、いくつか問題点を指摘させていただきたいと思います。</p> <p>まず、学童保育の設置基準についてですが、占有価格の概念が広いにもかかわらず、面積基準が1.65㎡以上では狭すぎるのではと思います。子どもたちが一堂に会す</p>

	<p>る部屋は必要であり、その部屋に限るとしても、1.98㎡以上とすべきではないでしょうか。</p> <p>また、新制度では、小学6年生までを対象とすることになりましたが、高学年を想定した基準が設けられていませんし、高学年専用スペースの確保も必要ではないでしょうか。</p> <p>次に、確認制度に関する運営基準についてですが、超過定員に関することです。店員を超えての入所は、現行保育所で進行しており、子どもたちや保育者に負担をかけています。市町村レベルにおいて、ただし書き部分は削除すべきではないでしょうか。</p> <p>待機児童対策は、定員超過で対処するのではなく、保育所の新設によって対処することを基本とするべきではないでしょうか。</p> <p>次は、保育料に関することです。</p> <p>上乘せ徴収、実費徴収は、家計状況の配慮がなされず、一律に徴収される可能性があり、低所得者の負担がより強くなります。上乘せ徴収、実費徴収を保育料徴収基準としては認めないようにすべきではないでしょうか。</p> <p>次に、保育の必要性の認定基準についてですが、保育短時間制度の導入については、適用について経過措置を検討しているということですが、国の基準の最も短い48時間以上の就労であれば、保育の対象とするべきではないでしょうか。</p> <p>では、次の質問に移りますが、6点目の利用調整に関する手順について、お尋ねをいたします。</p> <p>新制度の目玉は、認定こども園や家庭的保育事業等といった直接契約の保育です。にもかかわらず、利用にあたっては、当分の間児童福祉法24条3項及び同法73条で、市町村は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行う者とするとしています。</p> <p>保育の申し込みにあたって、認可保育所への希望を強く持っていて、希望園は認可保育のみとした場合、希望が叶えられればいいのですが、入所が厳しいと判断したときの対応は、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>うまくいかなかった場合の対応について、のご質問ですけれども。</p> <p>一応、今現在考えているのは、申し込まれた順に優先順位をつけて、そして一応点数化をするなどして対応をしていくところで、検討中でございます。</p> <p>あと、どうしても入所がですね、希望された保育所に入所がかなわない場合は、施設のほうに斡旋をですね、保育士の数とか面積とかがございますので、そういうものを一応クリアする状態であれば、できるだけ受入れが可能であれば受け入れていただく。それでも難しいときには、やはり違う園を、少しちょっと遠くなるかもしれませんが、違う園を紹介するとか、いろいろ方法を考えていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>最後に、関係者に対する説明について、お尋ねをいたします。</p> <p>この秋から、要保育度認定が始まり、新たに保育施設を利用した世帯だけでなく、現在、保育施設に通っている世帯も受けることとなります。</p> <p>認定は、長時間勤務か短時間勤務かによって、また3歳児以上か3歳児未満かで異なること、自治体独自の保育施設の中にも給付が適用されないところがあること、同じ事業でも基準に違いがあることなど、施行前に保護者が知らなければならないことは山ほどあるにもかかわらず、ほとんどの保護者は何も知りません。</p>

	不安な保護者は、当然保育者にいろいろなことを聞きたくなりますが、答えなければならぬ保育者もほとんど知りません。 関係者への説明は、どのように行うのか、お尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えさせていただきます。 現在は、制度内容を詰めている状況です。12月からの新制度の申し込みを前に、10月頃から新制度や具体的な申請方法について、地域や保育所の保護者を対象に、説明会の実施や、あと窓口での説明また広報等での周知を図りたいと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	1回の説明では、なかなか本当に分かりにくい制度ですので、1回だけでなく2回、3回としていただくことをお願いいたします。 保育所、幼稚園をはじめとした子育て支援の充実は、子育て中の町民はもちろん、すべての町民の切実な願いです。新制度は実施主体である市町村が判断すべきことが数多くあります。子どもたちにとって何が一番大切かを常に中心に据えて、今後も施策の展開をしていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて13番 河内直子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 午後1時より再開します。 (12:06)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13:00)
議 長	8番 久保大六議員
久保議員	昼食の後ということでたいへん眠くなるタイミングでございます。しっかりと質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。 それでは、通告に基づきまして、住民の安全と安心について、コミュニティーの推進について、そして町の振興についての、3件について、順次質問をいたします。 執行部におかれましては、簡潔なる答弁をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。 それでは、1番目の、住民の安全と安心について、お聞きをいたします。 昨年、夜須中では、給食センターの解体により、テニスコートの整備、グラウンドの整備が行われました。以前に比べすばらしい環境へ変わっております。今後としまして、子どもたちの益々の健全育成が期待をされるところでございます。 そのような中、以前ありました東門が閉鎖をされております。その東門を利用していた徒歩や自転車での通学生が、正門まで回らなければならない、遠回りをしなければならない状態が発生しております。 そこでお聞きいたします。 なんで東門が閉鎖をされたのか、理由をお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	夜須中の東門につきましては、グラウンド工事前は開けておりましたが、以前から接触事故及び月に数件の自転車の飛び出しによる苦情、また、東門より数台のバイクが侵入し、グラウンド内を暴走し、また荒らし、なお、爆音による事業の妨害があるなど、防犯上においても苦慮しているところであります。 以上のことから、生徒の安全を最優先するために、今回工事中ということもあり、

	<p>東門を閉門したところ、福島、安野方面からの生徒にとっては、駐輪場が遠くなりますが、閉門中は接触事故、苦情など一切なく、より生徒の安全が確保できたところから、学校といたしましては、閉門に踏み切ったところであります。</p> <p>なお、PTA役員会で閉門の理由を説明し、意見を聞いて、賛成多数で閉門希望となったことでもあります。</p> <p>なお、PTA役員理事会においても、開門希望の意見はまったくなかったこと、保護者や生徒からの開門の意見や要望はまったくないという報告を、中学校から受けているところでもあります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	久保議員
久保議員	<p>今の説明では、通学のときに事故が起こっていることがあると、あとはバイク等が侵入しているということでございます。</p> <p>このバイク等は以前の話であって、今もですね、ないことはないかもしれんけど、皆無な状態。事故もですね、子どもたちの接触事故等は、交通指導をもってやればですね、ある程度徹底できることだと思います。</p> <p>東門からはですね、現場を見た人は分かると思いますけど、目と鼻の先にテニスコートがあって駐輪場がございます。今現在遠回りになっておりますけど、安全のためと言われますけど、逆に火野坂医院を通過して386に抜ける、この段階で事故が発生した場合には、どちらのほうの危険度が大きいのかということ、まだ現実化はしておりません。</p> <p>また、東門から入る通学路には、貴重な税金が投入されて、カラー舗装がされている形跡があります。知らない人は気が付きませんが、よく見れば、砂の下にカラー舗装があって、自転車を通る駐輪場まで行く道路が整備をされております。</p> <p>これは、財政が厳しい中で、こんな無駄な経費を使っているのかと、現場を見て感じたわけでございます。</p> <p>東門を閉鎖するのであれば、テニスコート及びグラウンドの整備計画の中で、もっとしっかり計画を立てて、そして無駄な経費を使わないようにしなければならなかったんじゃないかと思うわけでございます。</p> <p>この件についてですね、経費ですね、カラー舗装をした後に閉鎖した、この経緯についての説明、そして、このカラー舗装にどのくらいの経費がかかったのか、説明をお願いします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>東門からの駐輪場の舗装の件でございますが、これは、まず、自転車を通る分ばかりではなくて、グラウンドからテニスコートへの傾斜がひどく、土砂がかなりの量で流れ込むという状況がありました。それを、流れ込みを止めるという部分もあります。また、保護者とか大きな集会とか、運動会とかある場合に、東門を開けて、そこから通ってもらう、そのときにそこを通過していただくというような意味合いもあります。そういうことからいたしまして、決して税金の無駄遣いではないというふうに、確信をしております。</p> <p>なお、その工事費でございますが、最初は土質系の舗装を考えておりましたが、通常の水捌けのよいアスファルトに変更しております。</p> <p>当初の、その最初の工事費につきましては約57万、その後変更して51万。より安いほうの設計に変更した経緯であります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	久保議員

久保議員	<p>グラウンドの一番端になります。若干の段差があるとすればですね、土砂を盛ってでも、削ってでもレベルを合わせれば、あそこまでの舗装の必要はなかったと思います。</p> <p>まして運動会あたりですね、保護者の通路としてであれば、もう一過性でございますので、そこまでの舗装は必要なかったと、そのように思います。</p> <p>教育長にお聞き申し上げます。</p> <p>今、学業も確実に向上しております。勉強も大切です。さらにはスポーツも子どもたちは頑張っております。スポーツも大事です。</p> <p>しかしながら、やっぱり一番大事なのは、生徒たちの安全と生命、これを守るのが一番大事じゃないかな。東門が閉鎖された関係で、今、火野坂医院から正門に向かっております。</p> <p>特に火野坂医院から左に曲がりまして、歩道がありますけど、段差の高い、狭いところがございます。ここで転倒でもしようものなら、大変な危険性ははらんでおるわけでございます。</p> <p>先ほども申し上げましたけど、安全のために閉鎖した、閉門したと。しかしながら、まだ起こってはいませんが、遠回りになる386のほうはまだ危険ははらんでおります。事故があつてないからいいんですよ。</p> <p>これはですね、長期的に見ますと、やはり利便性、子どもたちもやっぱり近いところから入っていただくほうが、利便性がいいです。もし遅れて、遅刻すれすれで学校に通っている子どもは慌てます。さらに危険性が増します。</p> <p>僕は、東門は開門をするべきだと、このように思っておりますが、教育長の見解をお聞かせください。</p>
議 長	大雄教育長
教 育 長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど課長が答弁いたしましたとおりでありますけれども、今回の措置は、生徒の安全確保をはかるために、学校運営協議会並びに保護者会等の意見を十二分に踏まえるとともに、職員会議での熟議の結果であると、そのように聞いております。</p> <p>また、この件は、学校の管理運営事項でもございますので、学校側の判断を尊重したいと、そのように考えております。以上でございます。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>私の考えだけではいけないんですね、思いじゃないいけないんですけど。</p> <p>おそらくグラウンド整備の計画の中では、あそこは閉門ということは考えておられなかったんじゃないかなと思うわけでございます。</p> <p>このカラー舗装に対して57万が51万、安くなっております。この51万が安い経費だったと考えるのか、無駄な経費と考えるのか、これはやっぱり計画の中での検討不足だったと、私は思います。</p> <p>今後の課題ということでございますが、子どもたちがもしですね、大きな事故に巻き込まれた場合は、もう早急に対策、対応をやり直さないかんことでもございます。どうか本当に子どもたちが安全で通学ができますように、今後ともですね、しっかり現実を見極めながら、検討をしていただきたい、このように思っております。よろしく願いしておきます。</p> <p>それでは、次の386号線松延バス停前の通学路について、質問いたします。</p> <p>先日、全協の中で、教育課より、通学路危険箇所の調査結果、この報告がなされました。4小、中2におけるきめ細やかな危険箇所のチェック、そして改善策がなされておられ、たいへんな作業に敬意を表するところでございます。</p> <p>しかしながら、今回質問を出しております松延バス停周辺の通学路につきまして</p>

	<p>は、現在、安全な通学路とは思えない状況でございます。</p> <p>今回の通告において、担当課長は場所の確認をされたことと思いますが、その場所がどうであったのか、現状をお聞かせください。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご質問の場所につきましては、国道386号線の歩道でございますが、管轄的には朝倉県土事務所ではございますが、一応私のほうで現地調査をしたところ、かなり歩道内にも草が生えているような状況で、早急に対処すべき箇所だというふうに判断をいたしております。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>今朝も確認のためと言いますか、386を通過してまいりました。</p> <p>松延、金比羅うどんからですね、特に、金比羅うどんから信号を渡って、金比羅うどん側は子どもたちの通学路になっております。自転車通行可になっております。</p> <p>左側は広いけど、自転車通行可ではございませんので、子どもたちは狭い、草の生えた状態の歩道を通ってきておるわけでございます。腰のあたりまで伸びております。これは自転車で通ればですね、ペダルが引っ掛かる、転倒する危険がたいへんはらんでおります。また、狭いがゆえに、歩行者があった場合に通れませんし、歩行者自身も危険な状態と言いますか、快適な歩道ではございません。</p> <p>ここは国道でございますけど、県の管理ということでございます。あまりにも、県が管理するというのであれば、県任せ、町はしない、手を付けない、このような状況はですね、県道、国道では至る所で見受けられるわけでございます。</p> <p>やはり子どもたちが危険とか通学路であれば、そういう県や国が管理する場所であっても、危険という確認が取れたら、町が直接やるなり、PTAに相談するなり、シルバー人材を使うなり、このようにいろんな方法をもって草刈りをやるべきだと、私は思います。</p> <p>通告を出して、もう1カ月近く経ちます。今、課長が言われましたように、草はあれからまた伸びております。何で町として早く対応できないのか、子どもたちの学校も始まっております。この辺がちょっと私は遅いんじゃないかと思っておりますけど、未だ対応されてない、この理由を説明ください。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員のご意見にも賛同できる部分はございますが、現在までのところ、それぞれの所管によって管理をいたしております。</p> <p>質問が出まして、私も早急に現場を確認した後、早速県土のほうにですね、現況確認をするように言いついて、早急に対応をするように協力要請はしているところでございます。</p> <p>県としましては、多くの国県道を抱えておるわけでございますけども、道路維持課のほうでパトロールがされております。交通量によって違うようでございますけども、386号線は交通量が多いということで、1日1回行っておるようでございます。</p> <p>草刈り等についても、定期的に行えれば一番いいんでしょうけども、管轄も広いようですので、必要性の高いところを予算の範囲内で、業者委託によって実施をされているという状況でございます。</p> <p>ただ、非常に緊急性の高いところにつきましては、道路維持課内に道路課道路技術員という方がいますので、そちらのほうの直営作業を行っているということで、現在の情報では、来週にでも実施をしたいというふうな回答が出ております。以上でございます。</p>

議 長	久保議員
久保議員	<p>国道、県道は、やはり管理が県とか国だからということで、まったく自分たちでやろうという気配を感じません。実際に危険だから、私は町がですね、予算、これは、県が出す予算だから、うちが出す必要はないということではなくて、もう少ない予算でも構いませんので、危険なところの草刈りはするべきだと、私は思います。</p> <p>200号バイパスもですね、今後4車線、後でまた質問いたしますけど、4車線化がなっております。今は2車線でグリーン帯がございます。そこは草ぼうぼうで、年に1回か2回しか草刈りしません。夏は草が、刈った後すぐくしこります。結果的には、そこがゴミ捨て場になります。</p> <p>やはり草というのは1回じゃいけないんですよ。まして県ができないんなら、子どもたちの安全のために、町がですね、率先して、何らかの対応をするべきだと、私は思います。</p> <p>このような場所はここだけではございません。歩道はございませんけど、長者町の、私はよく通るから気付くんでございますけど、山小屋ラーメンの反対側の道路辺りはですね、たいへんな草が茂っております。やはりこれも年に1回か2回の、県の草刈りだからか知りませんが、やはり定期的な草刈りをするべきだと。</p> <p>通学路の点検も一過性ではなく、季節の四季がございます。落葉樹がある通学路、冬はですね、葉がないから見通しがいいです。蔓系があるところはですね、冬は見通しもいいかもしれませんが、夏は蔓が生い茂ります。見通しが悪くなります。草は1回刈っても、2回、3回切らないと伸び放題になっていきます。</p> <p>これは、中牟田校区のお話でございますけど、以前（ ぞうやく ）のバイパスのトンネルの周辺、草が伸び放題でございました。そこに自転車が放置されたりしてですね、たいへん危険な通学路であったわけでございます。</p> <p>これではいかんということで、地元の方が、もう10年近くなりますけど、自主的に草刈りをしていただいております。それも年に1回、2回じゃありません。もう10回近く、ちょっと伸びたら刈る、ちょっと伸びたら刈る、これをしていただいております。本当にありがたいことだと思います。</p> <p>そのような方々が全地域におられたら、それはもう最高でございますけど、そういう方がおられない場合はですね、やはり通学路、それ以外の交通量の多い、見通しの悪いようなところはですね、年に何回も草刈りをしてもらわないといけない。そのためにどうしたらいいかを、町が考えていかなければならない、通学路であれば学校が、PTAが考えていかなければならない、このように思うわけでございます。</p> <p>子どもたちの安全を守るため、最善のですね、そのような気の配り、一過性じゃなく、四季を通じた管理を、確認をしていただきますようによろしくお願いを申し上げます。</p> <p>松延地区の草は、早急にですね、明日でも明後日でも構いませんけど、早急に刈っていただきたい。子どもたちが通学をしております。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、危険な交差点について、質問いたします。</p> <p>先日、朝倉署からの、管内の交差点で事故の多いワースト5カ所の中で、筑前町の交差点が2つありますという報告を受けました。</p> <p>その交差点とは、上高場の栗木酒店、大藤がある交差点でございますね。そこと、二地区の間片交差点、二に行く200号を渡る交差点でございます。ここが一番事故が多いという話を聞きました。</p> <p>その交差点は、両方とも点滅の信号があります。まったく信号がないわけではございません。点滅の信号がございます。しかしながら、事故が多い。これは、見通しが悪いからだと思っております。</p> <p>この見通しの悪い点滅の信号、ここは、私は毎日通っておるわけでございます。二</p>

	<p>日市に仕入れに行く関係で通ります。</p> <p>私自身が2、3回、もう事故の寸前まで遭ったことがあります。気が付いたら真横まで車が来ておりました。そういうことも経験しておりますし、事故があった後何回も目撃もしております。</p> <p>担当課長にお聞き申し上げます。</p> <p>事故があっているのが現状であれば、事故を減らすため、住民の安全を守るために、この2カ所の点滅信号、これを半感应式に変えたら、私は事故が減ると思うんですが、この辺の見解、答弁をお願いいたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えします。</p> <p>議員が言われますとおり、それぞれの交差点は、過去3カ年で事故件数ワースト1位と2位の交差点となっております。</p> <p>また、現在の栗木酒店前交差点前の1灯点滅式信号機、及び間片交差点の押しボタン式信号機を、半感式信号に変えたらどうかというご提案をいただきましてありがとうございます。</p> <p>この件につきまして、交通規制を所管する朝倉警察署によりますと、半感式の信号機も、通常車両式信号機と同様に、一定時間車を停止させることによりまして、歩行者の待機所や車両同士の離合幅員確保のため、交差点改良が必要があるというふうになっております。現在の交差点形状では、設置が困難であるとのことでございました。</p> <p>なお、半感式と通常車両式信号機の選定につきましては、交差するそれぞれの交通量などにより判断されるものでございます。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>横断歩道をつくる場合には、待機場所がないとつくってもらえません。信号も今言われましたように、横断歩道の待機場所とか交差点が真っ直ぐ十の字とか、変形であった場合にはつくってもらえない、こういうことも聞いております。</p> <p>今、警察の判断と言われますけど、これだけ事故が多かったらですね、警察は危険順位からして、信号機を付けてくれます。その条件が、交差点の改良なんです。今の状態では警察は付けてくれません。</p> <p>そういうことで、実際に事故が多い筑前町の交差点、ここにも子どもが交通事故で、尊い命がなくなったりしたら、もうあとの祭りじゃいけないんですよ。大人の方も同じですけどね。</p> <p>この半感应にするために、事故を減らすために、これは町としてこのままにしとく事は、私は間違っていると思います。</p> <p>いろいろあります。地権者の問題、土地の買収の問題もありますけど、大々的に、本格的に町として交差点改良、土地を買収して、道を真っ直ぐするとか、広くして見通しをよくするとかですね、その条件、半感应式に沿った条件にするための交差点改良、これが大事だと思いますけど、町長、ひとつ見解のほどをお願いいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>町長ということですが、県道の道路改良の関係もございまして、担当課のほうより回答させていただきます。</p> <p>最初の栗木酒店前の交差点の問題につきましては、第2回定例会におきまして、同じような質問が梅田議員さんのほうから出ておりますけども。</p> <p>この交差点の改良につきましては、朝倉県土整備事務所それから朝倉警察署、筑前町の合同会議をもちまして、早急に改良の必要性について認識を持っているところでございます。</p>

	<p>現在、朝倉県土事務所におきましては、改良に向けて事前調査ということで、交通量の調査、現状の地形の調査等々が今年度から行われております。</p> <p>今後具体的な計画が決まっていきますと、関係地権者への協力等を行っていくようなことになってくると思います。</p> <p>また、交差点自体が、町道と県道の交差点でございますので、県の事業の進捗に合わせて町のほうも事業計画を立てていく必要があろうというふうに考えております。</p> <p>次の山家の間片交差点でございますが、こちら一般国道200号と町道二・篠隈・長者町線との交差点でございます。</p> <p>ご承知のとおり、すぐ手前にJRの踏切もございますので、国道と町道、さらにはJR踏切の一体的な改良が必要になってこようかと思っております。そのためには、各機関関係との協議も相当時間を要しますし、経費も相当見込まれますので、中長期的な計画を三者等で共有しながら、立てていく必要があろうかと思っております。以上でございます。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>かなり難しい条件、難しいことが発生するのは、もう十分承知しております。</p> <p>間片交差点のほうは、特に地権者との交渉がうまくいかず、感情論的な問題で歩道もできていない、そこだけができていない。わずか5、6mぐらいの間ができてない、そのような現実もあるわけでございます。</p> <p>用地買収やら地権者との交渉、たいへん財源とか尽力に負担がかかるとは思いますけど、継続的にですね、計画として継続的にやっていただきたい。そして安全な交差点にして、町民の生命等を守っていただきたいと思っております。</p> <p>警察のほうはですね、交差点改良をすれば信号はすぐに付けてくれます。これは危険順位からして分かっております。ぜひ頑張ってください努力していただきますようによろしくお祈りを申し上げます。</p> <p>質問を変えます。</p> <p>次の、コミュニティーの推進ということに移ります。</p> <p>まず、少年大使館、通称南部コミュニティーセンターでの証明書等の発行についてということで、質問をいたします。</p> <p>この南部コミュニティーセンターは、南部5自治区の集合体として建設をされ、今に至っております。</p> <p>しかしながら、この5自治区はそれぞれに自治公民館があり、それぞれの公民館でコミュニティーの推進がなされております。たいへん活発になされておると聞いております。</p> <p>そのようなこともありまして、本来の南部コミュニティーセンターとしての機能が十分発揮できない、されてないということでございます。</p> <p>この地区は、近年の住宅地の開発により、小学校が1校できてもおかしくないような土地柄でございます。経費等の問題でですね、財源等の問題で、それは以前の話、なくなっておりますけど、そのような地域でございます。</p> <p>筑前町では、近隣の市町村の人口減少とは逆にですね、微動ながら人口増となっております。町長は、たいへん町の活性には人口増が必要だと、常々言われております。町政報告等でもですね、それを住民の方に伝えておられます。</p> <p>さらにはですね、今後とも人口を増やす地の利が筑前町にはございます。南部地区のみならずですね、朝日二地区にも人口を増やす地の利がたくさんございます。</p> <p>そういう中で大事なものは、住民サービスの向上、住民サービスの徹底が大事な、不可欠なものとなってまいります。</p> <p>担当課長にお聞きします。</p> <p>前回の一般質問で、コンビニ等における証明書の発行、これを町としてできないか</p>

	<p>ということで、質問を出しておりました。</p> <p>まだ検討するというごさいましたが、今回は、この南部地区におきまして、この南部コミュニティーセンターでの住民票や印鑑証明などの発行システムができないものか。そうすることによって、地域のコミュニティー、南部地区のコミュニティーが大いに推進される、このように思いますけど、答弁をお願いします。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>私のほうからお答えをさせていただきます。</p> <p>筑前少年大使館で住民票、印鑑証明書を発行する場合、本町から筑前少年大使館まで専用回線というのが必要になってきます。専用回線を設置し発行を行う場合は、職員を配置し、申請者の本人確認を行い、申請を受け付けて証明書を交付という形になります。</p> <p>また、自動交付機を設置する場合も、利用できる人は、住基カードを持っている人が対象となってきます。</p> <p>また、自動交付機を設置した場合のトラブル、料金の回収、それから、改ざん防止のための専用紙の管理等につきましては、職員の対応となりますので、何らかの形で、毎日職員がそちらのほうに行くという形にはなろうかと思えます。</p> <p>久保議員のほうから6月の第2回定例会の折に、コンビニ交付の証明書の交付についてというご質問がありましたが、重複する回答になるかもしれませんが、</p> <p>現在、住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付に参加している市町村、前回は83市町村で、今回88市町村に増えております。</p> <p>平成28年1月から税と社会保障の共通ナンバーカード、マイナンバーを導入にあたりまして、個人番号のカードを利用される方がかなり増えるだろうということも予想されます。そのことも併せて、この少年大使館で各種証明書の交付及びコンビニ交付、両方含めたところで調査研究を行っていきたいと考えております。</p> <p>なお、8月に九州ブロックでコンビニ交付の説明会がございました。そのときの話では、平成28年1月までに、新たに全国で200市町村の加入の希望があるということ。それに初期投資ですね、市町村で整備しなければいけないシステム構築とかをする費用が、大体3,000万かかる。そして毎年委託料とか、大体100万程度がコンビニ交付の場合はかかってくると。</p> <p>それとあと、少年大使館に仮に専用回線を引っ張る場合は、大体回線だけで1,000万程度の投資がかかるだろうと。そこに自動交付機並びに専用端末とかも置きますので、初期投資につきましては、1,300万程度は必要ではないかなと考えているところです。以上です。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>本来であれば南部コミュニティーセンター、これは南部支所としての機能を果たすべきところだと思います。</p> <p>しかしながら、役場職員を置いたりですね、そういうことになると、たいへん財政的にも厳しいと、これは、私ももちろん考えなければならないのかなというふうに思うわけでございます。</p> <p>今、課長のご答弁では、コミュニティーセンターに証明書発行等のシステムを持っていくと、職員を置かなければいけないという話でございまして。そこまでの大きな経費を使って、費用対効果があるのかなということも疑問でございまして。</p> <p>しかしながら、今、その加入希望が増えているといいますコンビニ等での証明書の発行、これを検討していきたいということでございまして、南部地区、あの周辺にはコンビニもございまして。まずは先行してコンビニでの証明書の発行の検討、これも私は良しかと思います。</p>

	<p>ぜひですね、検討、検討じゃなくて、検討の後に結果を出してほしい。できれば年内等でもある程度の形を報告していただきたい。検討では最後まで結論は出ませんので、しっかりと研究されてですね、よろしく願いしておきます。</p> <p>この地区はですね、そういう住民サービスが徹底しますと、必ず宅地がまた開発されます。人口も増えていく。町としてはもう幸いなことだと、私は思っておりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、最後の質問になります。</p> <p>町の振興について、2点質問いたします。</p> <p>初めに、草場川桜並木ライトアップ事業について、お聞きします。</p> <p>この草場川桜並木ライトアップ事業は、今年で4年目を迎えます。第1回目は東日本の大震災の年でございます。ライトアップをする寸前で東日本の震災がありました。機材は準備しておりましたけど、結果的には、こういう事態の中でライトアップはできないということで、延期をいたしまして、2年目からライトアップを始めたという経緯がございます。</p> <p>主催の商工会、法人会のメンバーの方々は、町の振興として、このライトアップ事業を継続していこうと。そのためには資金が要る。いろんなことを考えていただいております。提灯を作って協賛を募ろうとか、いろんな方法がございます。</p> <p>そういう中に今年はですね、11月にチャリティーコンペを開こうと、商工会主催でチャリティーコンペを開いて、200人程度集めて、その中から協賛金を募ろうということで、たいへん精力的に頑張っておられるわけでございます。</p> <p>そしてまた、事業的には、次回は投光器、これを増やして、三輪中学校の方向にさらに拡張していきたい。できれば200m、300mのですね、中学校側に広げていきたいという熱い思いがございます。</p> <p>今後としては、町のシンボルとして大いに貢献をしてくれる。町の振興に大いに貢献をしてくれる。町の観光資源として、大いに活躍してくれるものと確信しております。</p> <p>そういう中に、今年のライトアップございました。今年度ではございませんね。今年の桜の花開くときのライトアップがございました。お金が足りないということで、町に要望に行かれました。</p> <p>そのときに町としては、要望しに来た時期が遅いということで、結果的には、言葉的には玄関払いと言いますか、1円も助成を頂けなかったということでございます。</p> <p>そういうことで、今年は早め早めに事業計画を立てて、そしてもし足りない面があれば、町に要望していこうということで、スタートしておるわけでございます。</p> <p>前回、私、その前ですかね、同じくこの草場川のライトアップ事業に対して助成金を出してください。できれば継続的にやるためには、継続的な補助金をしてくださいという質問の中で、担当課長、小林課長はですね、今後としてはハード面、ソフト面、この事業の両面で検討していくと言われました。</p> <p>現在どのような考え、またどのような予算を考えてあるのか、決定はされているのか、お聞かせをお願いします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>6月議会で一般質問していただいた分でございます。</p> <p>まずは、ハード事業分につきましては、現在の進捗状況を報告いたします。</p> <p>福岡県から8月29日付けで、平成27年度のコミュニティー助成事業の募集の照会がございました。手を挙げますかという照会でございます。</p> <p>以前からお話はしていましたので、早速筑前町の商工会のほうに連絡を取りまして、現在、書類を作っただいておるところでございます。</p>

	<p>一般的に宝くじ助成事業ということで呼ばれておりますけれども、早速先日、私、県のほうにですね、まずは申請希望調書というものの、簡単なものですが、こちらを提出いたしました。</p> <p>ということで、ヒアリングが9月の下旬から10月上旬ぐらいにヒアリングがある予定でございます。商工会と一緒にですね、そのヒアリングでまたお願いしたいと思っています。</p> <p>この宝くじ助成事業はですね、平成25年度に筑前町で活用をしたばかりでございます。27年度にまた、今回手を挙げるということで、全国での採択箇所の選考という難関をクリアせないかんというふうな形でございます。</p> <p>しかしながら、何とかお願いしますという形で、福岡県のほうには強くお願いをする予定でございます。</p> <p>それから、もう1点のソフト面の助成ということで、継続的な補助というふうな形でございます。</p> <p>筑前町の祭り、イベントの補助につきましては、その補助金交付要綱に基づきまして、現在ほど〜んとかがし祭事業、それから夜須高原音楽祭事業、それと物産展、地域活性化事業ということで、大国様祭りですね、こちら、それから大藤まつりということでの、4事業だけを補助しております。</p> <p>桜並木のライトアップ事業につきましては、国道の南側200mから300mというふうなですね、延長の計画というふうなことでございます。</p> <p>27年度分につきましては、もし宝くじの助成事業に採択されますと、その部分の区間のすべての投光器などの資材ですね、こちらのほうは全額、10分の10で準備できるものと思われま。</p> <p>それからあとは、電気代だけを除いた残りにつきましても、補助金の対象になるであろうと思われま。問題は、全国での採択の中で筑前町が選ばれるかどうか、というところでございます。</p> <p>一般的に町の祭りとかイベントに対します補助の考え方でございますけれども、土台となるべきハード部分、資材とかですね、そういったふうな部分につきましては、町のほうが応援いたします。これは、地区の祭とかみんなで作る里づくり事業、基本的な考え方みんな一緒でございます。</p> <p>そして、毎年の運営費につきましても、そちらはですね、何とか各団体による自主事業などで資金を調達いただいて、独立採算というふうな形で継続的に実施していただきたいと、いうふうな形でお願いしておるところでございます。</p> <p>毎年お客様も増えていらっしゃいます。また、独自でイベントとかも計画があるというふうなこともお聞きしておりますので、まずは自主運営資金というふうな形ですね、何とか頑張っていたきたいというふうな思っておるところでございます。</p>
議長	久保議員
久保議員	<p>今の課長の説明、答弁はですね、町として協力するののかという言葉が全く入っておりません。なんかですね、宝くじ助成金が来たらあげましようとか、申請しましようということで、じゃあ来なかったらどうなるの。</p> <p>私は、地域ののぼせもんがですね、地域の町おこし、町を盛り上げようという思いで始めている事業、田頭町長、私は常々耳に記憶が残っております。</p> <p>私が以前から草場川の桜並木ライトアップを、ぜひ町でやってくれという質問をしたときに、これは地域の方々、地域ののぼせもんでおこしてほしい、結果、後は町がしっかりと支えていく、助成をしていく。こういう言葉をですね、私は何回となく聞いてきたわけでございます。</p> <p>今回もですね、確かに今の範囲でやれと言われたら、できないことはないんです。今あるお金の範囲でやれる。しかしながら、町の振興のために、さらに頑張ろうとし</p>

	<p>であるこの事業、さらに100m伸ばそうというときにですね、どうしてもお金が足らなくなります。いくらイベントをやってもですね、かなりの大きな費用がかかるわけでございます。ぜひ町としてですね、そういうふうな宝くじが出なくても、何らかの形で助成してあげようという、そういう思いが私は必要だと思います。</p> <p>やはり住民の、この熱き思いに応えていくのが町の指名だと、私は思いますけど、町長、ご答弁をお願いします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>地域振興、地域おこしは極めて重要だと思います。</p> <p>ただ、地域おこしについても、スクラップアドビルドも大事でございますね、1つの予算の枠の中から、これが時代の流れにあってこないんだと、そういったものはスクラップして、そっちに充てるんだという発想も非常に大事だと思っております。</p> <p>それと、今、課長が申しあげました宝くじ事業、これは極めて有利なですね、100%を宝くじ協会が助成してくれると。これは、数々うちも利用しております。これもぜひ、私も、所管課長は非常に本町に対してはですね、懇意に、好意的に町づくりに気配りをさせていただいている所管課でもございますので、私のほうからも積極的にお願いをいたしまして、ぜひ、この事業の採択をまずやっていきたい。</p> <p>この事業で、ハード面がある程度整備できるわけでございますので、そしてその中で、いろいろソフト面を考えていただきたいと、そのように思います。</p> <p>1つの例がキリンビールでございます。あのコスモス園が見事でございますけれども、あそこの物産販売店、相当な額の売り上げでございます。その運営費の一部をですね、必要経費として、管理するための経費として活用させていただいているということもございますので、様々なことを参考にしながらやっていきたいと思っております。</p> <p>私は非常に、この取り組みは素晴らしいことだと、そのように考えております。</p>
議長	久保議員
久保議員	<p>町長の熱き思いは、今、伝わってきたわけでございますが。</p> <p>しかしながら、じゃあ、来年の3月にですね、ライトアップ事業、どうしていただけるんですか。要望、要請があった場合には、助成をしていただけるんですか。</p> <p>宝くじ助成金は、確かにたいへん有利な助成金だと、私も認識しておりますが、出るんですか、出ないんですか。</p> <p>もう一度お聞きします。</p> <p>来年の3月ですね、桜が花開きます。そのときのライトアップ事業に、町として助成をして、考えとしてあるのか、ないのか。もし要望があった場合には、それに対してしっかりと検討していただけるのか、答弁をお願いいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>ですね、町がお金を出すか、出さないかによって、事業が決定できないということになるようなご意見かとも思いますけれども、そこはやっぱり事業実施主体でですね、しっかりとした主体性を持っていただきたいなと思っております。</p> <p>もし町がこういったですね、お金が採択できなかったら、ここまでやるんだと。来年度採択できたら、ここまでやるんだということの、やっぱり主体性をもって取り組んでいただきたいなと思うところでございます。</p> <p>これが、町が思い立ってですね、思い立ったときには、予算の裏付けまで考えて、</p>

	<p>議会には提案をしております。予算の裏付けのない提案は無効でございます。</p> <p>したがって、町がもしこれを、事業をやるとすれば、予算の裏付けがなかったら、いくらやりたくてもやれないわけでございます。各、熱い思いは十分に承知するわけでございますけども、だからといって町のほうに、できなかつたら、できないよという話ではなくて、お互いその辺は歩み寄って、町もしっかり頑張ってくれよと、私のほうも頑張るからと、そういった雰囲気の中で推進していくべきではなからうかと思うところです。</p> <p>非常に取り組みはすばらしい、スクラップはないのかということも十分検討していく必要があると思います。以上でございます。</p>
議長	久保議員
久保議員	<p>私は、勘違いされたいかんなと思うことがあります。</p> <p>この草場川桜並木ライトアップ事業、これは商工会の事業ではないんですよ。これは、法人会、商工会ののぼせもんが集まってやろうということに始まったわけでございます。</p> <p>だから、商工会に助成金をやっとなるからとか、仮にですね、そういう思いがあるならば大きな間違い。これは、地域ののぼせもんがおこしている事業ということですね、しっかり支えていただきたい。</p> <p>またですね、商工会からも、関係者からですね、ご相談等があるかと思っておりますので、しっかりとその辺はご意見を聞いていただいて、前向きな考えを示していただきたい、このようによろしくお願い申し上げます。</p> <p>確かに自分たちの力で、自分たちの範囲内でやれというのはよく分かります。裏付けもものを始めるときには必要でございます。</p> <p>しかしながら、町のため頑張ろうとしている人たちには、町としてはそれなりの助成をしてもらいたい、このように思います。よろしく申し上げます。</p> <p>あと、最後になります。</p> <p>最後に、国道200号バイパスの4車線化について、お聞きをいたします。</p> <p>今現在、200号バイパスは、交通量が増加しているということに伴い、筑前町範囲内で4車線化が進められております。測量もですね、あちらこちらでしてあるところも見受けるわけでございます。</p> <p>この4車線化、これはどのくらいの規模なのかと、どういう計画なのかということ、分かる範囲内で結構でございます。説明をお願いします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>想定してなかったもので、資料を持って来ておりませんが。</p> <p>一応県の計画といたしましては、筑紫大橋から冷水道の有料料金の間をですね、既に片側2車線の区間もありますけども、1車線の区間を両方2車線にやっつてですね、全線4車線化をはかるということで、計画としましては、那珂県土事務所の管轄もありますので、平成29年度までに4車線化を全線はかりたいという予定でございます。</p> <p>なお、用地につきましては、既に、事前に十分な用地が確保されているようでございますので、その用地の中で4車線化をはかるというふうなことを伺っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	久保議員
久保議員	<p>このバイパスですね、将来の交通量の増加を見込んで、4車線の土地は確保されつつあったということで、余った部分は緑地帯として置かれておりました。</p> <p>先ほどもお話の中に出しましたが、その緑地帯の草が伸びて、結果的にはごみ捨</p>

	<p>で場になっておったということで、地元からは年に2、3回、3、4回、草を刈ってくれという要望が、常々出されておった経緯がございます。</p> <p>今回はですね、その緑地帯が1車線増えて整備されるわけでございます。環境はよくなると思います。交通量が増えると危険は若干増えるかもしれませんが、環境はよくなるものと期待をしております。</p> <p>そういう中で、このバイパスが4車線化されていきますと、その沿線、道際はですね、商工業、宅地に対してたいへんメリットのある土地になってまいります。</p> <p>特にあの辺は、都市圏に近い関係もあって、宅地開発、あとは高速道路インターにも近いということで、物流の拠点、これにたいへんメリットの多い条件になりますが、担当課長にお聞き申し上げます。</p> <p>この町の活性、この振興をですね、大いにしていくために、このタイミングで、沿線の農振の見直し、農振の除外等をですね、何か計画、企画できないものか、答弁をお願いします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご質問の、200号バイパスのところにつきましては、ご存じのとおり、農業振興地域内の農用地であり、優良農地として守る必要があるということでございます。</p> <p>今、議員ご指摘の200号バイパスの工事に伴って、見直しができないかということでございます。</p> <p>現時点におきましては、他の法令等それから町の上位計画でございます総合計画や都市計画マスタープランなど、他の利用計画と調整する必要があるございまして、現在のところ当該地域は優良な農地として、維持、保全に努めていく方針でございます。以上です。</p>
議 長	久保議員
久保議員	<p>もうこれはだいぶ昔ですね、古い話になります。田中角栄首相、この方がですね、列島改造論の中で言っていました。</p> <p>国の活性のために、幹線道路の沿線100m全部除外すると、そうすることによって、国は活性化するという、その言葉をですね、私、記憶に持っておるわけでございます。</p> <p>確かに農振というのは強ございます。これはもう法律に匹敵しますので、それを変えようというのは、よほどのことがないと変えられません。</p> <p>それもですね、じゃあ、だめかという、だめじゃないんですね。やはり町の1つの大きな事業、大きな計画の中にもって、長期的な展望でいきますと、できないことはない、私は思います。</p> <p>町長にお聞き申し上げます。</p> <p>もうこれは、法的にたいへん規制があるから難しい、答弁が大体見えてはおります。しかしながら、やはりこの200号バイパスの4車線化のみならず、386、そして今度は山麓線が開通いたします。</p> <p>特に386は、三並小学校の人口問題、これが結果的には児童の問題ですね、統廃合の問題にもつながるかもしれない危険性があります。そういう中に、三並校区の人口増、児童増は、これは絶対町の活性と三並小学校の存続のためには不可欠だと、私は思っております。</p> <p>そういう意味では、やっぱり山麓線の沿線の農振の見直し、もしくは大々的な町としての宅地の造成計画とかですね、民間を活用した町の企画として持っていくことが大事じゃないかと思います。</p>

	<p>可能であれば、200号バイパスのみならずですね、386や山麓線の沿線の農振の除外、要望があれば検討をしていただきたいと思いますけど、見解をお聞かせください。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、200号のバイパスにつきましては、先月、飯塚市長と共々、事業の促進について、要望に国交省のほうにまいりました。次官等の方々と会えて、そして、地元選出の有力議員もおられましたので、そちらの秘書と一緒にですね、しっかり説明をさせていただいて、事業の推進をお願いしてきたところでございます。</p> <p>そういったところで、今のような結果も出てきたんだろうとっております。</p> <p>それと2点目の農振でございますけれども。農振はですね、転用権限をぜひ、県なり市町村に移譲してくれという要望書をですね、全国知事会、全国市長会、全国町村会が三者で農水省等々に要望しております。</p> <p>しかしながら、本省の対応は極めてクールであったというふうな返事を受けたところでもございます。</p> <p>どこの自治体もですね、県でもですね、自分たちの権限で、この土地利用を考えたい。農振については、特に除外については、食糧問題も自分たちで考えるからやらせてくれと、いうふうなことを言っておりますけれども、まあ、なかなか権限移譲はできないという実態でございます。</p> <p>特に、うちは200号沿線については、本当に様々な農業投資をした、補助金が入り込んだ1種農地でございます。これを除外するというのは、100%とは申しませんが、極めて困難な状況であるということ、まずもって再認識する必要があるかと思っております。</p> <p>ただ、山麓線沿線等のもですね、非常にほ場整備から除外された農地とか、あるいは山林の中で農振に指定しているけれども、樹園地であるとか、そういった分野については、除外は、計画的にやれば可能だろうと思っております。</p> <p>だから、仮に200号バイパスでも、一部はですね、本当は農振の除外の要件にありますように、住宅用地とか、そういったわずかな用地ならば、まったくだめということではありませんけれども、大々的な土地利用計画を改善するというのはですね、見直すというのは、なかなか現行では無理だと、そう申し上げておくしかないんだろうと思っております。</p> <p>非常に思いは同じでございますけど、何で自分たちの町の土地が、自分たちの判断でできないかということでございますけれども、法律がかぶった土地利用でございます。</p> <p>基本構想、基本構想と言いますが、基本構想は、法律に反しない限り、制定できるものでございましてですね、どちらが上位かと言いますと、それは基本的に法律でございます。そういった中で基本構想も策定しなければならないという状況にあるということ、お互い共有せざるを得ないと、そのように考えます。以上でございます。</p>
議長	久保議員、時間が迫っております。簡潔に。
久保議員	<p>はい。</p> <p>確かにですね、農振というのはたいへん厳しい条件が付いております。</p> <p>今回、先ほどもですね、交差点の改良等もご相談をいたしましたけど、やはり土地の買収とかというものは、法律のみならずでね、人的な感情論も入ってきたりして、大変な事業になります。</p> <p>ぜひですね、今、町長も申されましたように、山麓線沿線のもですね、可能であると</p>

	<p>ころは除外をしていただいて、そして交差点もですね、町の大きな取り組みとして、今後とも頑張っていたきたい。そして町の活性と住民の安全を、ぜひ守っていただきたいと、このように思います。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わります。</p>
議長	これにて8番 久保大六議員の一般質問を終了します。
休憩	
議長	<p>ここで、休憩します。</p> <p>2時10分より再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(14:10)</p>
議長	9番 一木哲美議員
一木議員	<p>通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。</p> <p>訂正のほうは、まずございますけども、1件目の多目的運動公園整備事業の、質問の要旨のところの(2)のところでございます。</p> <p>2行目の、植樹を6月議会で提案したと、3カ月ほど経過するがというところがございますけども、3月議会で提案をさせていただいてまして、6カ月ほど経過をしているということでございます。私のほうが間違っていましたので、申し訳ございません。訂正をさせていただきますように、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速でございますけども、まず1件目の、多目的運動公園事業について、質問をさせていただきます。</p> <p>筑前町誕生のシンボル事業として位置付けられた多目的運動公園整備事業は、途中設計変更や工事の段階において、文化財出土などがあり、当初の計画は相当遅れる結果となりました。</p> <p>面積は、全体で9.6haのうち、多目的運動公園が8.6haと、文化財保護ライン1haの計画で、全体の事業費は17億9,100万円ですが、財源は、国庫支出金7億6,800万円、県支出金2,500万円、合併特例債5億5,800万円、特定財源、野球場の売却費などということで4億2,400万円、一般財源が1,600万円であり、町にとってはたいへん有利な事業を実施することができるというふうに理解をしております。</p> <p>この多目的運動公園の工事につきましては、まず平成26年2月8日から8月8日工期の、公園造成工事が発注をされております。</p> <p>その後、26年3月18日から9月30日工期の、公園園路広場整備工事1工区が発注されております。</p> <p>そして、6月30日から、27年、来年3月20日工期の、多目的運動公園園路広場整備工事2工区が発注をされております。</p> <p>この2工区でございますけれども、工事の概要についてでございます。</p> <p>施工、整備工ということで、パークゴルフコース一式、続きまして、休養施設工といたしまして、シェルター、ベンチ他一式。</p> <p>その続きでございます。便益施設工、水飲み他一式。</p> <p>その続きでございます。管理施設工、防球ネット、フェンス他一式。</p> <p>さらに、その続きでございます。園路広場工、土舗装他一式。</p> <p>最後に、舗装工ということで、駐車場、園路他一式ということでございます。</p> <p>このことが6月の30日、議会で承認を受けまして、現在進行しておるわけでございます。</p>

	<p>工事請負契約額は、2億2,680万円(税込み)が発注されたところでございます。</p> <p>ただ今の9月議会におきまして、工事請負契約額(税込み)が、近接工事該当による諸経費調整によりまして、10,832,400円減の215,967,600円(税込み)と変更されたところでございます。</p> <p>たいへんよかったと、いく分かでも軽減できたということでございます。</p> <p>合併事業の中で最大規模の予算事業であり、また、合併事業のほぼ最後の事業でもございます。</p> <p>開かれた筑前町、住民参加の町づくりは、工事にも多くの関係地元業者への、参加の機会があることが望ましいというふうを考えております。</p> <p>これまでも私は、工事には、地元業者へ広く参加の機会を考慮していただきたいと申してきました。</p> <p>そこで、質問に入ります。</p> <p>今、先に申しました6月30日発注、議会議決の多目的運動公園園路整備工事2工区は、工事概要6項目の工事、変更前、工事金額、税込みで、先ほど申しました2億2,680万円の大型工事にもかかわらず、一括して工事が発注されております。</p> <p>分離発注工事が望まれますが、一括発注されたということに対しての、この要因について、説明を求めたいと思います。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>多目的運動公園整備事業は、平成23年度に用地を取得しまして、平成24年度から整備工事に着手しています。準備工事から始まり、大小の工事について、10業者の方々に施工していただいています。</p> <p>平成25年度繰り越し分として、議員、今申されたように、多目的運動公園造成工事、多目的運動公園園路広場整備工事1工区、平成26年度工事である多目的運動公園園路広場整備工事2工区ということで、契約額が大きなものとなり、一括で発注しているところでございます。</p> <p>その要因としましては、まず1つ目に、同一園内工事であり、工区分けが困難であるということでございます。</p> <p>公園整備は面的な整備が主流であり、また、下から上へいろいろな施設をつくり上げなければなりません。</p> <p>例えば、公園基盤の下には、大小な地下水処理管とかですね、そういうものを縦横無尽に走らせております。これらは連続しているために、一刀両断のように工区を分割することができません。</p> <p>道路工事や河川工事、橋梁工事など、長狭物的な工事につきましては、分割施工が可能と思われますけれど、全体的な施設同士が繋がりを持つ公園工事は分割施工が困難であるため、一括で発注していることに、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>次に、2つ目は、工区分けをした場合は、工事諸経費が上がります。全体を通しますと、事業費の拡大に繋がっていくということでございます。</p> <p>3つ目が、工区分けをし、請負業者が複数になった場合、工事工程調整が煩雑となってまいります。</p> <p>それから4つ目は、工区分けをした場合、工事瑕疵担保の責任分界点が不明となります。工事後に不具合が生じた場合、相手方の特定が困難となります。</p> <p>このように、一定のまとまった工事を、請負業者1社にすることで、技術管理、現場管理、品質管理など、監督指導体制が一本化でき、スムーズな調整が行えるところでございます。</p>

	<p>このようなことで、コスト削減、現場責任の明確化、地場産業育成、現場管理の充実を図る目的で、工区を細分化を行わず、一括施工として発注したところでございます。以上でございます。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>少し掘り下げたところでお尋ねをしてみたいと思います。</p> <p>一括発注でこの金額ということでございますけれども、これを分割でできる可能範囲で、分割をした場合に、コストが、じゃあ、どのくらいぐらくなるのかなというところがかめませんが、間違いなくコスト高になるでありましょうけれども、どのくらいぐらくなるのかなと。</p> <p>また、この工事の内容からいきますと、同一工事場所ということで理解できますけれども、工事の内容的にはですね、いろいろと違った内容の工事が、ここには含まれているというふうに見受けます。</p> <p>そういった面では、専門的な業者による工事がいいんじゃないかというふうにも考えるわけでございますけれども、今の2点について、もう少し掘り下げた説明を求めたいと思います。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>手元のほうに資料を持ち合わせてないんですけど。</p> <p>工事を分割した場合ですね、まず、直接工事費という積算をするわけですけど、直接工事が5千万円と、直接工事費が1億5千万等々を比較した場合ですね、やはり概算ですけど、総額費用は10%以上のコスト高になるということでございます。</p> <p>それと、いろんな工種があるから分割できないかということですが、工種は連続して工事を進めていかなきゃなりませんので、その調整がなかなか、分割した場合には、次から次というふうな形で、発注で間に合わない可能性も出てくるのではないかと思っています。</p> <p>というところで、いろんな工種を含めた中で、一工事の中に入れ込みまして、発注したという状況でございます。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>先ほど4点ほどですね、詳しく、この要因ということで、説明をいただきました。理解をしていかなければいけないというふうに考えます。</p> <p>コスト削減についても説明をいただきましたけれども、いく分かはですね、割高になるということは、理解をするところでありますけれども、先ほど申しましたようにですね、住民、そしてまた地元の業者参加の多目的運動公園が、できるだけ多くの業者の方たちに参加の機会がというふうなことを思えばですね、できるだけ分割できるところはというふうなことで、お話をさせてきてもらったところでございます。</p> <p>今後においては、また後ほどお尋ねを申し上げますけれども、町のほうもそういったことでもって、計画を進めてあるということでございます。</p> <p>このコストの面と、それから管理の面ですか、この辺りというなのは、常について回るわけでございますけれども。</p> <p>管理においても、まともれば管理もまた範囲が広がります。メリットがあるし、またデメリットも出てくる面もあるかと思われましてですね、今後まだ工事も続きますので、この辺りは、分割ができるところはというふうにも、まだ、考え、思いを持つところでございます。後のほうで、その点については、また質問をさせていただきます。</p> <p>それでは、質問を先に進めさせていただきます。</p> <p>入札について、でございます。</p>

	入札につきまして、指名委員会についてということでございますけれども、委員の構成はどうなっているかということで、説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	指名委員会の構成につきましては、筑前町指名競争入札参加資格選考委員会規則によりまして、委員長が副町長、副委員長が財政課長、委員が総務課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長の6名でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	<p>町の職員の副町長を筆頭にですね、職員の皆さん方で、この指名委員会を構成されてあるということございまして、この辺りについては、よき部分と、そうでもない部分も出てくる可能性もあるんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、そういった委員会構成になっているということでございます。</p> <p>そこで、続けて、この件について、お尋ね申し上げますけれども。</p> <p>先のですね、質問を、お尋ねをしております、この発注された事業についてでよろしゅうございますけれども。この委員の皆さん方から、発言等があったものか、意見等が出たものか。意見が出たとすればですね、どのような意見が出たものか。</p> <p>私が尋ねたいのはですね、先ほどの分離発注とかですね、この辺りがどうなのかということを含めてですね、この委員会での発言の状況について、説明を求めたいと思います。</p>
議 長	中野副町長
副 町 長	<p>委員長をしておりますので、私のほうからお答えいたします。</p> <p>すべての指名競争入札の選考につきましては、まずは、工事概要を皆さんに、6名の方に、担当課から詳しく説明をしていただくということが前提でございます。</p> <p>それによって、一応工事の内容とか、そういうものが分かるわけでございます。</p> <p>そういうことで、このときもですね、おそらく分離発注というのはですね、頭の中に皆さんあったというふうに思います。</p> <p>しかしながら、先ほど都市計画課長が申しましたように、やっぱり工程の関係、やっぱり分離発注すると、どうしてもですね、出来上がって、検査して、それから、また違う工事に入るということでですね、非常に分離発注が難しいというふうな、今回の2工区の概要であったというふうに記憶いたしております。</p> <p>そういうことで、いろんな意見は出るわけですが、最終的にはですね、どれが一番ベターかというふうなことでですね、決定をするような内容になっております。以上です。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>職員の皆さんでですね、こういったいろんなことをですね、意見を堂々と言っても、なかなかやっぱり出づらい面も出てくるかと思えます。</p> <p>また、立場が、副町長の立場でですね、この委員長さんという形になってきますとですね、いろいろとやっぱりそういった意見は、持たれてあったというふうに思っているということでもありますけれども、なかなかやっぱり活発な意見、思いがいろいろ出にくいということもあるかと思われまます。</p> <p>この辺りは、今後ですね、良い事業を、そしてコストも削減しながら、そして工期も短縮できるような工事をめざしていくと同時にですね、共に多くの意見等をそこに出していただきながら、より内容のきちっとしたものをですね、めざし高めていくということにおいても、意見はやはり大事だと思います。</p> <p>そういった中で、外部の委員と申しますか、専門的な見識のあるような方たちを、一部入っていただくとかいうふうな考えというのは、どうなのかなというふうに感じるところでございますけれども、この辺りについては、難しいわけでしょうか。いろいろ</p>

	<p>ろと差支えがあるのでしょうか。</p> <p>今は内部の職員の皆さん方で、こういった委員を構成されてありますけどですね、外部からということは、他でも例がないわけでしょうか。この辺りについて、ちょっと分かりませんので、お尋ね申し上げたいと思います。</p>
議 長	中野副町長
副 町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>その点についてはですね、おそろくないと思います。</p> <p>他の自治体でもですね、外部を入れて、指名する業者というのはもう既に台帳に載っておりますのでですね。</p> <p>要するに、工事の内容を聞いて、それによって業者を選定するというような、1つの役目でございますので、ひとつこちらに台帳としては、指名業者というのがもうきちんとしておりますので、この工事に対して、どの業者が適切かと。</p> <p>それとか、今の手持ちですね。こういうのがあるか、ないかとか、そういうところも詳しくですね、情報を出して、一応決定しておりますので、おそらく外部の方を入れてですね、そういう先行してあるというようなことになりますと、やっぱり利害関係というのが、どうしてもですね、外部から入れると、おそらく出るんじゃないかなというふうに考えられます。</p> <p>今のところ、おそろくないんじゃないかなろうかというような、回答でお願いしたいと思います。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>私もよくその辺りが分かりませんでしたので、お尋ねさせていただきました。</p> <p>見識者とかですね、そういった方を含めてどうなのかなというふうにも思いましたけどですね。</p> <p>目的はよき方向へというふうなことですね、他でもないであろうということでありまして、しっかりとそういった委員会でもって、いろいろと意見を出していただきながら、今後も審査等をしていただきながらですね、工事を進めていただきたいと願うわけでございます。</p> <p>それでもって、開園予定が平成27年度一部供用開始ということで、説明を受けています。また、28年度に全部の多目的運動公園の供用開始の予定ということで、説明を受けています。</p> <p>今後残された工事発注、計画の具体的な内容と、方向というのは、今申してますような、まとめて一括して発注するというふうなことではなく、分離、分割できる範囲はですね、そういった方向で、引き続きお願いしたいというふうに思うわけでございますけども。</p> <p>今後、残された工事と、そういった考え、取り組みについて、説明を求めたいと思います。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今後残された工事発注計画ということでございますけれど、来年度、平成27年度におきましては、サブと言いますか、第2駐車場の表層工事、それから野球場整備工事、それから管理棟の建築工事、それからメイン駐車場の整備工事、それから平成28年度には、夜間照明の設置工事、それとメイン駐車場の表層工事、そういう工事を予定しております。</p> <p>方向性としましては、一般土木建築については地場業者、専門工事は専門業者へ発注したいと、現下では考えておりますが、業者選定に関しましては、指名委員会での判断を仰ぐところでございます。以上でございます。</p>

議 長	一木議員
一木議員	<p>今後残された工事ということでございます。こちらにつきましてもですね、分離発注ができるところは引き続きながらですね、委員会のほうでも検討いただきたいというふうに、できるだけ地元の業者の方々に、参加の機会をというふうに願うわけでございます。</p> <p>専門的な工事ということでございます。野球場の施設整備とか、こういったことになるかと思われま。</p> <p>この専門的な工事も、すべてが外部の業者ということの考えをしてしまうという前にですね、地元の業者でもできるという内容の部分が、3割なり5割あるとすれば、ジョイント、JV等で考えるということもお願いできればというふうに思うわけでございます。</p> <p>こちらの内容とは違いますけれども、町の行政防災無線のほうもですね、そういった取り組みをしていただいて、地元の業者の方もたいへん喜んでおられたということでございます。</p> <p>そういった可能ができる場合はですね、考えていただきたいなというふうに願うわけでございます。今後、そういった取り組みもですね、ひとつご検討いただきます。</p> <p>それから、昨日の川上議員の一般質問の中で、プロジェクトチームを編成されたということについて、説明を受けています。</p> <p>このことにつきまして、私が3月の議会の一般質問の折に、事業完成まで、プロジェクトチーム編成での実施が望まれるということを申し上げております。</p> <p>担当職員を中心とした体制を保持していただきながら、プロジェクトチームで、現体制を動かさず、加えても減らさないということですのでですね、事業の推進をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに申したところでございます。</p> <p>町長の答弁では、様々な事業の推進に当たって、人事のことの提案ということで、今の事務体制を改善していきたいと。</p> <p>政策委員会を新たなスタイルにしていき、そういった中で意見を参考にさせていただきたいということで、プロジェクトチームを立ち上げていただいてですね、本当にたいへんいいんじゃないかなというふうに思うわけでございます。</p> <p>でありますけれども、このプロジェクトチームを立ち上げられたということ等についてはですね、やはり私どもにもですね、こういったことになりましたという説明を、確かいただいていたと思っておりますけどですね、そういったことは、通常のこの各縦割りの、所管の事業と別に、12名の所管課を超えたですね、職員の皆さん方が、このプロジェクトチームには参加されてあるということでもありますけれども、この辺りについては、やはり説明をしていただいたがよかつたんじゃないかというふうに考えるわけでございます。</p> <p>今の点について、説明を求めたいと思います。</p>
議 長	中野副町長
副 町 長	<p>この件についても、私、委員長をしておりますので、一応回答したいと思います。</p> <p>これは、庁舎内部のですね、職員の一応検討委員会というふうなことで、最初は準備委員会として立ち上げたわけでございます。</p> <p>そして、それをまずは検討委員会に移行するというふうなことでですね、まだ、2回しか一応開いておりません。</p> <p>そういう中で、これは、とにかくセクト主義じゃなくてですね、自分の仕事を持ちながら、やっぱり町全体のことを考えて、この公園をどのように運営していくかということですね、立ち上げたプロジェクトチームでございます。</p> <p>だから、まだ議会のほうに報告するようなですね、まだ成果も出ておりませんし、</p>

	今後いろんな研究、検討をしながら、そして、出た結果をですね、全協等に報告していくというような流れになるかと思っております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	<p>これから、よき歩みと結果をですね、ぜひとも出していただきたいというふうに願うわけでございます。</p> <p>大きくいろいろ社会が変わっていく中でですね、筑前町の動向、いろんなこれまで取り組まれてあるいろんな状況もですね、いろいろと変わったほうがいい場合も出てくることもあります。縦の課だけじゃなくてですね、横の繋がりですね、また、積極的にそういった経験のある方ですね、そういった方あたりが積極的に参加をいただきながら、大きな事業が推進できれば、なおよろしいんじゃないかなという思いを持っていましたので、プロジェクトチームの取り組みはいかがですかというふうなことで、ご提案をさせていただいたところでありましたので、非常に喜んでいるところでございます。今後の成果を期待させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、1番目の質問の2番目でございます。</p> <p>合併記念事業ということで、桜の記念植樹について、質問させていただきます。</p> <p>合併記念事業として、多目的運動公園に、住民参加による桜の記念植樹を、3月議会で提案をさせていただきました。</p> <p>私の質問に対する答弁を、都市計画課長は、桜植樹に対する提案は、前向きに研究させていただきたい。町長のご答弁は、町づくりは、当面だけで見るんじゃなくて、10、20、30年先を見ないと、改めて実感しておると。住民協働、みんなでかかわったんだという思いは、どんなまちづくりでも必要である。住民の気持ちをいかにして表現するかとかかわるかということを最大限尊重しながら取り組んでいきたいと、検討するというふうに申しさせていただいております。</p> <p>それから約半年となります。どのように検討していただいたのか、まず、説明を求めたいと思えます。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今年の3月議会で、一木議員の旧甘木市円山公園での桜記念樹の取り組みが報告され、多目的運動公園にもおいて取り組みができないかという趣旨の一般質問がなされていることは承知しているところでございます。</p> <p>公園をつくる場合は、いろんなプロセスがあると思われま。円山公園は、広大な丘陵地をそのまま生かした風致公園的な存在であると思われ、そこに市制30周年の記念事業として、将来の桜の名所地となるように取り組まれたのではないかと存じます。</p> <p>多目的運動公園の計画テーマは、人と人、人と自然、人と歴史・文化が寄り添い、暮らしが息づくふれあい空間としており、スポーツ、健康増進、レクリエーションに限らず、自然、風景、歴史・文化を生かした、多様な連携づくりも必要と考えています。そして、多様性、選択性、話題性を提供し、多くの人々を公園に誘い込むことが必要となってまいります。</p> <p>地域の資源を大切にしながら、多様性で選択性のある繋がりによって、健康で豊かな暮らしへと、生活の質を向上させる活動空間を目指しているところでございます。</p> <p>多目的運動公園は、元梨畑であった丘陵地を開発して、更地にし、営造物的という人の手を加える都市公園でございます。いろいろな公園施設を配置し、その間隙を縫って植栽計画を立てているところでございます。</p> <p>植栽設計は、公園全体の景観形成に配慮しつつ、施設や周辺状況によって求められる、植栽の機能に対する配色、樹種の選定をはかる設計をしており、また、樹木の成</p>

	<p>長による将来の景観を予測し、長期的な視点で経済性、管理性に配慮し、計画を立てている状況でありますので、桜に特化したような、円山公園をイメージとする記念植樹等は計画していない状況でございます。</p> <p>しかし、来年の5月30日に第66回福岡県植樹祭が筑前町で行われるため、記念植樹等の候補地として多目的運動公園が上がり、町で内部協議したところです。</p> <p>完成途中ですが、安全面に配慮し、来賓による記念植樹と各小学校の生徒によるボランティア植樹を、植樹計画に基づく植樹を、植えていただくことを予定しています。以上でございます。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>ただ今、都市計画担当所管のほうからですね、課長のほうから説明をいただきました。</p> <p>私もいろんな思いを持ちながら、この多目的運動公園、最初は町民交流の広場ということで、合併前からですね、こういった思いをずっと持たせていただいているところでございます。</p> <p>その中では、いろんな四季折々の樹木から花が咲き乱れる町民交流の広場ということが、最初のスタートの思いでございましたのでですね、理解ができるところでございます。</p> <p>桜もですね、春には多くの国民がですね、また筑前町の町民も集って、そして、この豊かな日本の四季を楽しんでいただいているわけでございますので、そういった思いでもって、桜の記念植樹をということで、提案をさせていただいたわけでございますけれども、この多目的運動公園の目的等もでございますので、そういった目的に沿ったということで、今、説明を受けたわけでございます。</p> <p>8月20日の全員協議会が開催された折に、その中で第66回福岡県記念植樹祭、ただ今課長も申されましたけれども、来年、27年の5月20日に多目的運動公園内において開催するというので、説明を受けています。</p> <p>記念植樹が変更されるかもわかりませんということですけども、白樫の木5本を植樹ということでございます。また、ボランティア植樹を行う計画の資料も頂いたところでございます。</p> <p>この場所は、子どもさんの遊具広場やパークゴルフ場などに、26品種の樹木を植栽する計画の資料であったというふうに見受けております。</p> <p>全体の植樹本数は219本で、桜はこの中に15本含まれているということで、昨日の一般質問の中にも出て、答弁をなされてございましたけれども、頂きました資料で数を計算しますと、今、申しましたような数になってましたので、そう申し上げました。</p> <p>質問は、ボランティア植樹について、でございますけれども、5月30日の福岡県の植樹祭当日に行うものかを、まず、お尋ね申し上げたいと思います。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、議員ご質問の植樹の関係でございます。</p> <p>記念植樹といたしまして、5本の白樫というのは申し上げておったところでございます。また、ボランティア植樹につきましては、現在、クチナシ、それからペリカムヒデコートという低木性の木でございます。これを255本、あるいは112本を、当日植樹をする計画をしております。</p> <p>また、議員発言いただきましたように、この植樹内容につきましては、再度検討する予定で進めておるところでございます。以上です。</p>
議 長	一木議員

一木議員	<p>レイアウトの資料を頂いてはいますが、この植樹は当日に植樹をされるというふうに、農林商工課長のほうから申されましたので、5月の30日に記念植樹の5本と、こちらの植樹もなされるということですね。</p> <p>参加者の募集は、ボランティアということですが、どのような範囲のボランティアを募集されるのでしょうか。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この県の植樹祭につきましては、福岡県並びに町の共催で行うところでございます。ボランティア植樹、その他進行につきましては、その実行委員会でその都度検討しておりますが、現在、そのボランティア植樹等につきましては、例年緑の少年団というのを結成されております。本町につきましても、各小学校のほうから代表を募り、ボランティア植樹に参加していただきたいと考えておりますし、また、当地域の朝倉森林組合の手を借る予定で、現在、協議中でございます。以上です。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>内容が、今の説明で分かりましたけども。</p> <p>思い願わくはですね、住民参加でこの植樹祭が、全部はできないにしてもですね、できればというふうに思いを持つところがございます。</p> <p>住民が今後使っていただくための、この多目的運動公園を今建設中でございます。県の事業と、ここでタイアップしていくと。植樹祭と一緒にになったということですが、元々そういったことがなければですね、違った方向に進んでいったかもわかりませんし、行くかもわからないわけですね。それはいいわけです。県の植樹祭と一緒にすることはですね。</p> <p>それで、住民参加の植樹祭に、この中の全部とは言いませんけどですね、なればなおいんじゃないかなというふうに思うわけがございます。</p> <p>各行政区も51ございますし、区長さん等のご案内とか、消防団とかですね、議会とか職員の皆さん方とか、たくさんの各種団体、個人でも、参加は結構多く集まっていたかと思えます。</p> <p>このボランティアということであれば、県外とかですね、広い範囲の方々に参加をいただきながらという形になっていくかと思われまます。</p> <p>県と共催ということでもありますので、私どもの町の計画のみではいけないということにもなるかと思われまますけども、願わくはですね、住民の参加の、そういった方たちのボランティアでもってですね、この植樹祭ができるだけ多くできることを願うわけがございますけれども、その点についてですね、いかがでございますでしょうか。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>今、議員のほうから全体的な住民の方の参加がいかがなものか、というお話をいただきました。</p> <p>これにつきましては、今までの例年の県の植樹祭の実行委員会が作りまして今までの実績ですね、その辺を含めまして検討したところでございまして、ここ数年間の植樹祭につきましても、やはりこのような形で行われておりますので、現在、全体での植樹というのは、この県の植樹祭のボランティア活動に関しましては、検討をしていないところでございます。以上です。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>今までの流れは尊重して、大事にしていかなければいけないと思います。</p> <p>そのことも大事でしょう。しかしながら、この多目的運動公園建設については、住民の思いも、やっぱり大きい、深いところがあるわけがございます。</p> <p>その辺りをですね、やはりこちらがそういった思いがなければ、そういった話が出</p>

	<p>なければ、今までどおりという形になっていくでしょう。その辺りを、やはり思いを込めて、願いを込めて、言葉に出すことによってですね、共済者の県のほうも、いく分かでも、半分でも受け入れていただきながら、住民参加ということが可能であればですね、ぜひともお願いしたいと思います。</p> <p>町長のほうがご答弁なさっていただけたと思いますけれども、それと併せてですね、住民参加で植樹をしていただくにあたってはですね、名札を用意していただいていますね、どういった団体で植樹をしたということで、結婚記念植樹でもいいし、還暦の記念植樹でもいいし、行政区の何々行政区で植樹をしましたということでもいいしですね、そういったことが住民参加で、後々そこに人が集まってくるということにも繋がるわけでございます。そういったことを前から申しておるわけでございます。</p> <p>今の点についてですね、町長のほう、ご答弁いただければよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>これはですね、あくまで多目的グラウンドにつきましては、落成した暁にはですね、ぜひ落成式が必要でございます。</p> <p>その折には、この名称にしてもですね、多目的運動公園というような一般的な名称ではなくて、やはり固有名詞を、あるいは愛称が必要かと思われれます。</p> <p>そういったものを含めて、住民参加で取り組んでいくことは極めて重要だと考えます。</p> <p>ですから、今回は植樹ということに限定いたしまして、その中でできるだけ住民参加。それと県の植樹祭とうまくタイアップしたいという思いがございましたので、県のほうにはそういった申し入れをしたわけでございます。</p> <p>うちのグラウンドでやりたい、そして住民参加の子どもを参画させてやりたいということの提案の中で、お互いにわが町でやっというふうにご決定したわけでございますので、また、議員が申されておりますように、本当の落成式のグラウンドオープンの際にはですね、また式典の中で住民の参加ということは、十分考えなければいけないと思っております。</p> <p>植樹祭のほうはですね、これまたうちが誘致したわけでありまして、全国植樹祭も主催は県でございました。しかし、本町で実施することによって、様々な地域振興の1つの契機になったということは十分言えると思いますし、福岡県知事もやってこられますので、そういった意味で、本町をしっかりと見てもらって、様々な応援もしていただけるきっかけにもなると。そういった思いでやる次第でもございます。</p> <p>うちのほうも、予算もですね、県と言いますか、いろんな団体からも頂くわけでもございまして、自分の町の意見も主張しながら取り組んでいきたいと思っております。実行委員会会長は、私がやらせていただきます。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>よろしく、今後も協議を重ねていただく、そういった時間とか機会があればお願いしたいと思います。町の思いをですね、やっぱりしっかり伝えていただきながら、住民の方たちに大いに参画をいただきながら、そして公園づくり、公園ができれば多くの方たちに利用していただき、集っていただきたいというふうに願うものでございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、2点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>時間が推してきておりますけれども、美和みどり保育所の職員駐車場について、ということでございます。少し駆け足で進めさせていただきます。</p> <p>美和みどり保育所職員駐車場が不足しております。近くに分散して駐車している</p>

が、このままの状態では安全管理面等で好ましくない。5月27日に町の所管課へ相談を行い、改善すべきと申しております。

この件につきましては、5月17日に、三輪地区住民の方から電話をいただきまして、相談を受けたところでございます。美和みどり保育所近くの公園、表示がない、その中の雑草のところに車が止めてあるんですよと。公園内にはベンチ、腰掛が3台設置され、敷地内には芝生、雑草の中に歩道もあり、また大きな木が1本ありますと。

皆様のお手元にですね、プリント写真のほうを用意させていただいています。こちらのほうを見ていただければと思っております。

散歩などされる人は、車が止まっていると迷惑になり、また、危険であります。公園内に駐車しないようにできないものかということで、これまでに町へ相談を行った後に、駐車がなくなったが、その後また駐車をされてありますと。

尋ねると、この駐車をしている車は美和みどり保育所の先生、職員の方だったということでございます。

区長さんへ了解をいただいた上に、駐車していると説明を受けましたということでございます。

ホームページ、町長へのたよりへ相談も、この方はなされたと。1週間後に総務課のほうから対応があり、駐車されている場所は公園ではないというふうに申されたと。再度上記の内容を相談しているが、返事はまだもらっていないということで、私のほうに相談があったわけでございます。

知り合いの方を介してですね、そういった、私に相談をということでありました。面識のない方からの相談でございましたけれども、まず、調査を行いますというふうに申しました。

私はそのあと、5月の18日、21日、23日に現地へ行き、話の状況を確認をいたしました。

5月の18日は日曜日でございましたので、保育所が休みのため、すべて車は駐車はしてございませんでした。

5月の21日は、保育所から離れたところの公園内に4台駐車。その前の駐車場、こちらは舗装がされてあって、駐車ラインもあります。10台車が止められるところに10台駐車がしてありました。

美和みどり保育所裏、横の駐輪場には11台の車が駐車されてありました。

美和みどり保育所玄関、来客用の駐輪場には7台の来客用の駐輪が可能でございます。

5月の23日でございます。保育所から離れたところの公園に5台の車が駐車してありました。その前の駐車場、舗装駐車ラインがあるところには、枠内に10台と枠外に1台、合わせて11台の車が駐車してありました。

この後、美和みどり保育所に伺い、署長さんに会い、お話をさせていただきました。

話によりますと、職員の方は25名おられると。車で通所されている職員の方が24名おられると。保育所裏、横に8台くらい職員の方が車を止めてあると。駐車場が不足のため、離れている駐車場、このプリント写真のですね、舗装駐車ラインがあるところに10台止めてあると。さらに不足のため、この前の準公園ということもございますけれども、1本木が植栽されている芝生、雑草のところの中に4、5台止めさせてもらっていると。

各駐車場へ職員の駐車場の指定はしていないので、個々職員が駐車する場所は、その日に来られて止められるので、止められてある方によって、場所が変わることはありますよというふうに申されました。

所長さんからの説明をお聞きいたしまして、私は、申し上げましたことはですね、離れた場所、10台分のラインがあります。こちらに余裕がまだありますので、4、

	<p>5台分のラインを入れてもらえば15台ほど止められないかなというふうに見受けておりますけれども、いかがでしょうかということをおっしゃっているんですね。申し上げたところでございます。</p> <p>2点目は、保育所前の公園駐輪場及び横のグラウンドがございまして。公園の横に。こちらのほうにも駐車場があります。あまり利用されていないようでした。</p> <p>保育所前の公園の駐車場は18台車が止められますから、公園横のグラウンドの駐車場は8台車が止められます。合計26台、公園の駐車場と公園横のグラウンドの駐車場を合わせると26台が駐車可能でございます。ほとんどあんまり車は止まってないと。</p> <p>この場所の有効活用ということで、5台分くらいをこの場所に止めさせてもらえるといいんじゃないかなということもお話をさせていただきました。</p> <p>何か地域の行事等がある場合には、前もってですね、保育所のほうに言っていただければ、車が邪魔になればですね、邪魔にならないような対策等も講じることができるんじゃないかなということで、そういったことを感じましたということをおっしゃったところでございます。5月24日、火曜日でございます。</p> <p>町のほうの総務課職員の方へですね、このことをお話をさせていただきます、何とか改善が必要じゃないかなと思いますけれども、いかがでございますかということで申し上げました。</p> <p>職員の方は、私が申し上げた案がよいと思うと、そういった方向で検討をし、取り組んでまいりたいと。多少日程が必要だということに申されました。今後の経過説明等を行うというふうに申されましたけれども、3カ月半ほどが経過していますけれども、まだこの件についてですね、何ら説明を受けていませんので、お尋ねをさせていただくわけでございます。</p> <p>ということで、駐車場の現状について、まったく改善される様子ではないが、どうするのかと。</p> <p>駐車場不測の解消、現状の公園標示がない準公園内の駐車場利用は、公園利用者にとって危険であり好ましくないというふうに感じるわけでございます。</p> <p>この件についてですね、どのように検討なり、改善なりされるものか、お尋ね申し上げたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>お答えいたす前にですね、少し付け加えてですね、これまでの経緯について、説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>昨年保育所の職員の駐車場につきましては、住民の方から匿名の電話がございまして、それが何度かありました。その内容というのがですね、保育所前のグラウンド駐車場は公共の場であり、職員が駐車するのはいかがなものかというようなものでございました。</p> <p>そのためですね、保育所西側の交差点脇の駐車場に止めるようにしたところでございます。</p> <p>しかし、絶対数が不足しますので、駐車枠の白線内の以外ですね、場所にも数台、そういうふうですね、無理をですね、そこにとどめてたわけでございますけれども、これに対してもですね、交差点の見通しが悪くなるからやめなさいというような、また匿名の電話がございました。</p> <p>こういったことからですね、昨年の10月から、交差点の駐輪場の向かい側の大きな木が植わっているところですが、そこに必要に応じて3台から5台程度止めるようにいたしました。</p> <p>その後、今年の3月に、保育所の修了式においてですね、保護者とか来賓も多いの</p>

	<p>で、園庭はもちろん保育所の前の公園、グラウンド、それから交差点の脇、そして問題の緑地にもですね、止めていただいたところです。</p> <p>この日については、今度は直接保育所のほうへですね、また匿名の電話がございまして、こういった行事についても、公園やグラウンドの駐車場に止めないようにというようなことで、電話をいただいたところです。</p> <p>そういったことから、応急の処置としてですね、その緑地に止めていたところです。</p> <p>その一方でですね、先ほど議員のほうがおっしゃられたようなですね、4月、5月になりまして、町長へのたよりということですね、その後の経過については、先ほどおっしゃられたとおりでございます。</p> <p>そういうことで、現状としてはですね、車で通勤者が通常24名ほどおります。保育所の玄関脇に7台ありますけれども、そこは来客用ですが、職員用は裏側に8台、それから交差点のところに10台ほど、止めきれない分をその緑地に止めさせていただいているのが現状であるということでございます。</p> <p>この場所についてはですね、その緑地のところですけども、これは、町の普通財産でございまして、駐車場としての位置付けとか、公園としての位置付けというのとはしてありません。</p> <p>しかし、先に申し上げました理由により、現在は当面の処置として、地元新町区のもので、了解を得ておりまして、駐車させていただいておるところでございます。</p> <p>このまま永続的に駐輪場として使用するならですね、看板を設置するとともにですね、駐車区分を明確にするなどの対策を取らなければならないというふうに考えております。</p> <p>出来ればですね、この場所に通常は駐車しないほうがいいのかというふうに考えておるところでございます。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>時間がいよいよ押してきてますので、ちょっと駆け足になりますけれども。</p> <p>匿名の電話ということですね、匿名の電話というのはやはりはっきりしないからですね、回答がきちっとできづらいということでしょう。そこは理解できます。</p> <p>この保育所前の公園駐輪場、それからグラウンド駐車場に以前は止めさせていただいておったということですね。</p> <p>私尋ねますけども、このプリント写真になりますけども、この公園は、ここに書いていますように、公園を利用される以外の方はご遠慮くださいと。この看板のままで、4、5台の車を止めておったということであれば、問題ですよ、どうなんですか、そのところは。</p>
議長	総務課長、簡潔に答弁をお願いします。
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この看板につきましては、そういう住民の方からのご指摘がありましたので、こういう看板を付けさせて、職員の分は別のところに止めていったという経緯でございます。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>この公園の駐車場、もしくはグラウンドの駐車場にですね、一部職員の駐車場として利用しますという看板があればよかったんじゃないかなというふうに思うところであります。そういったことはできないものか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>そういうことですね、どれぐらい実際に、そのグラウンドと公園に車が止まっ</p>

	<p>ているかというのをですね、5月の末からこれまでずっと調査をしてきました。</p> <p>実際調査してみるとですね、多い日で3台ですね。少ないときはもちろん1台も止まってない。0台の日が、全体の調査した間の半分以上の日は、もう0台と。</p> <p>止まっている3台についても、その主な理由はですね、利用の目的は、あそこの剪定とかということで、公園管理のためのシルバー等の車が止まっているというふうな状況でありますので、そういう状況を踏まえたうえでですね、今度は、その看板をですね、訂正するなり付け加えを付けて、そしてできれば、その看板がきれいに設置でき次第ですね、数台をそちらのほうに止めさせてもらいたいなというふうに考えておるところでございます。</p>
議長	一木議員、時間がまいっております。
一木議員	<p>時間になりましたので、答弁もちょっといただきたいと思っておりますけれども。</p> <p>ということで、今の公園、グラウンドの駐車場を、今後看板を一部職員の駐車場として利用させていただきますという表示をされて、そういったことを計画をされると。</p> <p>今の準公園の駐車されてあるところはですね、公園の表示もないし、駐車場の表示もございません。ここをもし使われるんだったらですね、区分けをすとかしてですね、やっぱ安全対策とか、そういった表示もここには必要じゃないかというふうに考えるわけでございます。</p>
議長	<p>最後です。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	その緑地の部分につきましては、議員さんがおっしゃられるように、特別に使う場合、通常はですね、もう保育所の前のほうに移しますので、ほとんど使うことはないと思っておりますので、もし使うとすれば、そういった行事等のとき。
議長	時間がまいっております。簡潔に。
総務課長	だけですので、今のままということになるかと思っております。
議長	これにて、一般質問を終結します。
散会	
議長	<p>本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会します。お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(15時10分)</p>